

# 農村協同組合の展開過程 (一)

篠 浦 光

まえがき

- 一、産業組合法の制定と日露戦争以前の農村協同組合
  - (一) 産業組合法制定以前の協同組合
  - (二) 産業組合法の制定
  - (三) 日露戦争以前の協同組合
- 二、日露戦争後の農村協同組合
  - (一) 歴史的環境と協同組合の概況
  - (二) 信用事業
  - (三) 購買事業
  - (四) 販売事業
  - (五) 要 約 (以下本号)
- 三、反動恐慌後における農村協同組合の本格的展開

## まえがき

この小論はわが国の農村協同組合がいかなる条件の下で発達し、それがいかなる機能を果たすものであったかを産業組合法制定前から昭和一〇年ころまでにわたって歴史的にあとづけてみようとしたものである。いまさしあたり農村協同組合を資本主義経済に対応するために小農の共同組織と定義しておくならば、それは抽象的には資本主義のどの発展段階にも展開しうるものであろう。しかしじつさいには各段階によって、成立した組合数やそれが包摂する階層には一定の限界が存在したのであり、またそれが果す機能もそれぞれ異なっていた。そこで各段階で組合の成立を規定した条件はいかなるものであったか、またそれが果した客観的な機能はいかなるものであったかについて考えてみたい。ここでは信用、販売、購買の三種事業をとり上げ、時期を産業組合法の制定以前から日露

戦争にいたる時期と明治四〇年の恐慌から第一次大戦終了にいたる時期、および反動恐慌から中日戦争にいたる時期との三つにわけて考察した。それらは産業資本の確立期、独占資本の形成期、本格的独占の成立した時期にあつたと考えられるであらう。

## 一、産業組合法の制定と日露戦争以前の農村協同組合

### (一) 産業組合法制定以前の協同組合

わが国における農村協同組合は明治三三年の産業組合法制定によってその法制的根拠を与えられ、以後産業組合という名称のもとで展開をとげてゆくのであるが、同法制定以前にも一応協同組合とよぶるものがすでに若干数自生的に成立していたのであつて、その内訳は第一表のとおりである。これをみると明治三一年には信用組合が一四四、販売組合が一四一組合でもっとも多く、以下購買組合、製産組合、利用組合の順となっている。これらの組合の中でいち早く成立し、しかもその事業内容においてめざましい展開をとげるのは生糸、茶等の販売組合であるが、それはのちにみることにして、かんたんに信用組合や購買組合についてみておこう。

信用組合が設立されたのは明治二〇年代に入ってからのものであるが、この時期の信用組合はまだきわめて限られた特殊な地方にしか存在していない。明治三一年についてみると、静岡県が圧倒的に多くて四〇組合、栃木・熊本が一〇組合、山形が七組合で、この四県に半数余りが集中しているのである。<sup>(1)</sup>ところでこれらの諸県にはかなり特殊な事情が存在していたことに注目しなければならない。すなわち静岡には古くから前近代的金融機関たる報徳社が多数存在していたのであり、静岡の信用組合のほとんどは、のちにふれる信用組合法案(明治二四年)の立案者<sup>(2)</sup>

であり、信用組合の熱心な提唱者であった品川彌二郎、平田東助の熱心なすすめによって報徳社を信用組合に改組したものであった。したがって信用組合となつてからも、その内容は旧態依然たるものであつて、のちに産業組合法が制定されたときはかえつて地方小銀行に改組して営利会社となつたものが多かったのである。<sup>(3)</sup> 栃木には品川が住んでいてみずから品川農場の人人を組織して傘松信用組合を設立したほど力を入れており、又山形は平田の郷里であつて、たとへば米沢信用組合は平田が直接指導して作つた組合である。<sup>(4)</sup> こうみてくるとこの時期の信用組合のほとんどは品川や平田の強い働きかけによつて改組あるいは設立されたものであつて、決して自生的に発生したものではないことが知られる。このようにして設立された信用組合の事業内容を知る資料はほとんどないが、設立の事情からしてあるていど推定することができる。品川らの働きかけは、当時なお農業生産力の主要な担い手と考えられていた地主、豪農に向けられたのであるが、中小農の没落を防ぐための組織としての信用組合といふかれらの理念から、新設される信用組合は中小農やあるていどは小作農をもふくめる組織であつたろう。そして地主や豪農の資金を積極的に小農や小作農に利用させることが期待されていたであろうが、現実には組合貯金の大半は地方銀行に預け入れられて、その運用にゆだねられていた例が少なくなつたといわれる。<sup>(5)</sup> したがつて信用組合が小作人を含んでいるばあいも、小作人に貯蓄させて荒凶に備えさせ、小作米の徴集や高利貸付資金の償還を確実にする一方、かれらの貯金を外部に運用するという機能を果したものと考えることができるのである。<sup>(6)</sup> いずれにせよこの時期の信用組合は例外的な存在にすぎず、その例外すら地主のために

第1表 産業組合法発布前の協同組合

|       | 信用組合 | 販売組合 | 購買組合 | 製産組合 | 利殖組合 | 計   |
|-------|------|------|------|------|------|-----|
| 明治29年 | 101  | 80   | 21   | 8    | 9    | 219 |
| 31    | 144  | 141  | 39   | 14   | 8    | 346 |

『明治30.32年 農商務省統計』。

利用される機関にすぎなかったのである。

購買組合は明治三年に三九組合しか存在していないうえ、大半が部落単位あるいは申合せ組合であつたからほとんど問題にするにたりない存在であつた。そこで二、三の点にふれるにとどめよう。購買組合も一部の地域に集中しており静岡に八組合、群馬に六、滋賀・山口に四組合となつてゐる。これら組合はいずれも肥料の共同購入を目的とするものであつて、静岡・群馬は輸出を契機として茶と生糸の生産がのびたこと、滋賀・山口は比較的米作の進んだ地方であつたことから、販売肥料消費額が増大してきていたことに対応するものであらう。このような購買組合の設立の契機としては、共同によつてより安く買うということのほかには次のような事情も作用していたと考えられる。すなわち、この時期には従来の魚粕のほかには過燐酸石灰や大豆粕のような新しい販売肥料が導入されてくるのであるが、これら新肥料は多かれ少なかれまだ販売機構が整備されておらず、そのため篤農家がすすんでそれを取入れようとするばあいには共同購入という形式をとる方が便利であつたし、必要でもあつたのである。この時期の購買組合が恒常的な組織であるよりもむしろ農会の事業の一部として、肥料購入の時期だけ共同するていどのものであつたという事実も、こういった事情を物語つてゐるといへよう。

つぎにこの時期にもっとも活潑な活動を行なつてゐた販売組合をみることにしよう。それを支えてゐたのはいかなる条件の存在であつたらうか。

第二表によれば、明治三年における販売組合総数一四一組合の中で、生糸、蚕種販売組合が四四、茶販売組合が四九組合あつて、両者で全体の三分の二を占めてゐる。これに対して米販売組合はわずか一組合にすぎない。茶販売組合が生糸販売組合より多くなつてゐるのは、のちにみる生糸販売の最大の組織である上州南三社（確

氷社、下仁田社、北甘葉社）がいずれも連合会であるのにそれぞれ一組合として数えられているためで、三社の下には一四〇の単位組合が所屬しているから生糸販売組合の比重は、実は圧倒的であつた。<sup>(9)</sup>このように販売組合は生糸と茶を取扱うものが大半であつたため府県別分布状況をみても生糸の群馬と、茶の静岡・宮崎に集中している。農民のもっとも重要な生産物たる米穀の販売組合が一組合しかない状態では、販売組合もまた全国的に成立する基盤をもたず、生糸・茶という特殊な商品についてだけ、いわば畸形的に展開されたのであつた。米を中心とする販売組合は信用組合や購買組合よりもずっとおくれで、昭和に入ってからようやく發展してくるのに、この時期にすでに生糸の販売組合が成立するのはなぜであらうか。その成立を支えた条件と、それが果たした機能はいかなるものであつたらうか。

そこでこれから生糸販売組合をとり上げてその内容を検討することにしよう。

生糸（および茶）は開港以来もっとも重要な輸出品であつた。第三表のように生糸を中心とする蚕糸類の輸出額は明治に入ってから増加をつづけ、ほぼ一貫して総輸出額の四―五割をしめている。生糸販売組合はまさにこのような輸出生糸の共同販売組織として成立したものであつた。そこで輸出品としての生糸の特異な性質に立入ってみなければならぬ。

はじめに生糸にたいする需要の性質を考えてみよう。それはいうまでもなくすでに産業資本として確立した海外

第2表 販売組合の種類別・府県別内訳

|     |     | 明治29年 | 31年 |
|-----|-----|-------|-----|
| 総組数 |     | 80    | 141 |
| 種類別 | 蚕糸類 | 51    | 44  |
|     | 茶   | 16    | 49  |
|     | 製米  | 3     | 1   |
|     | その他 | 10    | 47  |
| 府県別 | 静岡県 | 15    | 36  |
|     | 宮崎県 | 4     | 29  |
|     | 群馬県 | 3     | 21  |
|     | その他 | 59    | 55  |

『農村中央金庫史』第1巻 55頁。

原資料は『農商務統計表』明治30,32年版。

の資本主義の絹織物工業の原料としての需要であった。当時わが国生糸の最大の需要者であったアメリカの絹織物工業の発展をみると第四表のとおりである。それは一八五〇年以降急速な発展をとげ、一八五〇年から一八七九年にかけての三〇年間に資本金、生産額とも三〇倍近くに増大している。とくに一八七九年以降は工場数がほぼ一定にとどまっているのに資本金、生産額の増加はいちじるしく、生産の集積、集中が進行しつつあることを物語っている。他方このころアメリカ国内の蚕糸業は完全に没落していたから、アメリカ絹織物業はその原料生糸のほとんどを海外、とりわけわが国に仰ぐようになったのである。

このように生糸に対する海外需要が機械制工業として確立した絹織物業の原料としての需要であることから、生糸はその使用価値について少なくとも二つの要求をうけることになる。すなわち機械制工業の原料品に対する需要は常に供給を上廻ろうとする傾向をもつのであって、生糸は何よりも先ず大量に供給されねばならず、第二にそれら大量の生糸の規格が統一されて品質が均一でなければならぬ。これら二点は機械工業の原料として当然要求される性質である。

ところでこのような需要に当面した生糸の生産側の状態はいかなるものであったろうか。幕末の蚕糸業は少数のマニファクチュア経営を除くほかは一般に資本制家内労働の形態をとっていたといわれる<sup>(10)</sup>。しかし一口に資本制

第3表 輸出における蚕糸類(生糸その他)の地位  
(単位：円)

|      | 輸出品総<br>価額 (A) | 蚕糸類輸<br>出価額(B) | うち生糸       | (B)/(A) | % |
|------|----------------|----------------|------------|---------|---|
| 明治元年 | 15,553,472     | 10,364,413     | 6,424,658  | 66.6    |   |
| 5    | 17,026,647     | 3,203,108      | 5,237,375  | 48.1    |   |
| 10   | 23,348,521     | 10,667,995     | 9,629,756  | 45.7    |   |
| 15   | 37,721,750     | 19,261,358     | 16,254,966 | 51.1    |   |
| 20   | 52,407,681     | 21,920,897     | 19,391,936 | 41.8    |   |
| 25   | 91,102,753     | 39,914,954     | 36,320,681 | 43.8    |   |
| 36   | 163,135,077    | 58,718,098     | 55,630,460 | 36.0    |   |

『大日本外国貿易年表』。

家内労働といつても、そこには二つのタイプが存在していたことが指摘されている<sup>(11)</sup>のであって、このことがのちに営業製糸と組合製糸という二つの経営形態が併存してゆくことを説明する一つの重要なかぎでもあるのでここで注意しておかねばならない。すなわち一は信州諏訪地方を典型とするものでここではすでに養蚕と製糸が一応分離しており、糸師と呼ばれる糸問屋が養蚕農家からまめを買取り、それを取りたちに渡して自宅で手挽糸に賃挽させるという出釜経営が行なわれていた。これに対して今一つのタイプをなす上州地方では畑地が多くて春蚕後は農閑が多いという事情から、養蚕農家が副業として製糸をも行なうことが有利であった。しかもこの地方は桐生という新興の機業地をひかえていたために市場も近く生糸の需要も多かった。養蚕農家も比較的自立しており、仲買人あるいは問屋に支配されることなく、安中・富岡市場に販売するものすらあったといわれる<sup>(12)</sup>。しかしこれら両地方とも製糸工程が手工業段階であり、座繰といつて手繰のやや進歩したていどのものである点では共通していた。

このようにわが国の製糸業は技術的には座繰の段階にあり、その経営も問屋制家内工業の段階にあったから、先にみたような機械制工業の原料としての要求はもとと過大のものであった。そのことはさし当り流通過程の混乱としてあらわれる。すなわち生糸に対する大量の需要はまず生糸価格を騰貴させ、従来生産地と機業地をつないでいた仲買人は、生産者から生糸を大量に買あさって横浜にはこぶようになる。生産者も売行きにまかせて大量に作るうとするからいきおい粗製濫造におちいり、品質の統一はとうてい望めないことになる。しかも仲買人は新しい

第4表 アメリカ絹織物業の発展

|       | 工場数 | 資本金    | 生産額     |
|-------|-----|--------|---------|
|       |     | 千ドル    | 千ドル     |
| 1850年 | 67  | 678    | 1,809   |
| 60    | 139 | 2,927  | 6,608   |
| 69    | 86  | 6,231  | 12,211  |
| 79    | 382 | 19,125 | 41,033  |
| 89    | 472 | 51,008 | 87,299  |
| 1909  | 483 | 81,082 | 107,256 |

早川直瀬『生糸と其貿易』。

需要に対する流通機構が未確立であるのに乗じてさまざまなさぎの奸策をろうしたから、一時は需要も減じ価格も低落するにいたつた。<sup>(13)</sup>

そこで生産者たちの間で中間商人を排除して、品質の均一な生糸を大量に自分たちの手で出荷することが問題となってくる。共同販売組織の必要性が感じられてくるのである。ところでこのような流通過程の混乱の基本的な原因は、わが国製糸業が近代工業の原料としての需要に応ずるだけの生産力を欠いていたことにあるのだから、問題の解決は品質の均一な生糸を量産する生産技術があらわれないかぎり不可能であつた。すなわち単なる流通過程の共同化だけで解決される問題でなく、何らかの形で生産過程を改善することが必要であつた。これは本来機械製糸の発達をまたねばならぬことであつて、政府の機械製糸育成政策もこの目的から出たものであつたが、座繰から機械製糸へすぐ移行することはとうてい不可能である。そこでこれをさし当り解決するものとして基本工程は従來の座繰によりながら、機械製糸を部分的にとり入れた改良座繰という折衷的な方法が考案された。これは繰糸までは従来どおりの個別的な座繰によるが、そのあとで製糸を小枠のまま集め、共同揚返、共同荷造をして販売するという方法である。これによって製品の規格を統一した生糸を大量に集荷することに一応成功したのである。つまり最終生産工程が共同化されたのであつて、その結果として生産物たる生糸が一個所にとりまとめられることになればそれが共同販売されることは当然のなり行きである。そのいみでは生糸販売組合というよりはむしろ生糸生産組合とよんでよい内容のものであつて、その販売は生産者と機能的に分離した流通過程の担当者としての販売でなく、むしろ生産担当者そのものの販売にほかならないのである。つまり生産のための共同組織がそのものとして行なわねばならぬ販売であつて、そのいみで、のちにみるような生産者とは一応機能的に分離して各組合員の生産物たる

米を販売する組合とは區別して考えられるべきものと思われる。このような生産過程での共同化の必要がこの時期にいち早く共同販売組織を成立させることになった要因にほかならない。

このような共同生産販売組織は当時かなり全国的につくられたが、先にみた信州と上州ではそれぞれ全くちがった道をたどることになる。両者の相違は両地方にともに共同揚返場による共販組織が作られた時にもちこされたのであって、それは信州では小製糸家の組織、上州では副業として製糸を営む農民の組織となった。たとえばのちに片倉製糸会社に発展した開明社は諏訪地方で器械製糸（改良座繰とほぼ同じ）を営んでいた小製糸家が集って共同揚返と共同販売を行なったものであった。<sup>(14)</sup>これに対して上州では明治一年に碓氷社、一三年北甘楽社、二三年下仁田社が設立されたが、これらは座繰を営む農民が集った組織であって、各農民は自家座繰による繰糸を組合の共同揚返場で揚返を行なって販売するものであった。三社は数府県にまたがって、明治三〇年にはそれぞれ五六、五一、三三の単位組合を包攝する大連合会に発展するのである。もちろんその間に営業製糸と対抗して機械製糸を採用するようになるのであって、事業内容も碓氷社についてみると第五表のような躍進をとげている。これを第四表の生糸輸出額と比較すると明治三〇年には碓氷社一社だけでその一・五%をしめるにいたったのである。

最後にこのような販売組合がそのころようやく地位を確立してくる横浜の売込問屋と結びついていったことに注目しなければならない。もともと規格の統一と大量集荷とは海外需要と直接接する売込問屋にとくに痛切に感じられたのであって、かれらは従来の仲買人を排して直接地方の製糸業者に資金援助を与えて生糸の改良を行なわせ、あわせて集荷を確保しようとする動きをみせるのである。<sup>(15)</sup>北甘楽社は三井物産会社員の磯清五郎のすすめによって設立され、また碓氷社は毎年横浜の間屋から応分の借入をなし、それで組合員たる農家に養蚕資金の前貸を行ない、<sup>(16)</sup>

生糸の売れるのにしたがってそれを償還していったという記録がある。(17) このような資金援助が小生産者の生産販売組織にとっていかに有利な条件となったかはいうまでもないであろう。生産上の必要から共同化が要請されているところへかかる資金援助が与えられることによって孤立した各農家は統一された、より大規模な生産者となつてあらわれ、そのことによって仲買商を排除して直接売込問屋と結びつくことができたのである。しかしそれは当然売込問屋にとってより安価に生糸を獲得させることになつたのであつて、売込問屋ひいては海外の資本主義の利潤を増大させるものであつた。そのいみで販売組合の成立はかれらのための流通過程の合理化にほかならなかつたのであるが、かれらの存在なしに販売組合の存在もまたありえなかつたのである。茶についてもほぼ同じことがいえるが(18)(19)ここではふれないことにする。

注(一) 農商務省『各府県現在産業組合』。

(二) 報徳社は二宮尊徳の報徳主義に則つて、とくに静岡・神奈川地方に多く作られた一種の短期的金融機関である。信用組合のような中小生産者の共同組織でなく、富者が貧者を救恤することをその骨子とし、その資金は富者の寄付金と預託による。経済的機関というよりは道徳的機関としての色彩が強い。

(三) 「何ぞ計らん法律(産業組合法) 発布せらるるに及び私に設立せる信用組合は大概其名を變じ信用銀行と称し、或は何々社と改称して営利会社と為り信用組合として存するもの幾許もあるなし、遠州地方小銀行多きは之が為なるべし。」岡田良一郎「再び柳田國男氏の報徳社と信用組合論を読む」。

第5表 碓氷社事業内容の発展

|       | 所属組合数 | 揚返場数 | 機<br>械<br>場 | 製<br>釜<br>数 | 数 | 販売数量<br>(貫) | 販売価額<br>(円) |
|-------|-------|------|-------------|-------------|---|-------------|-------------|
| 明治11年 | 1     | 1    | —           | —           | — | 238         | 10,945      |
| 15    | 14    | 14   | —           | —           | — | 5,459       | 310,363     |
| 20    | 19    | 13   | 6           | 337         | — | 9,322       | 344,885     |
| 25    | 33    | 16   | 20          | 904         | — | 15,787      | 701,954     |
| 30    | 57    | 39   | 18          | 844         | — | 32,300      | 1,560,835   |

産業組合中央会群馬支会『上生産業組合史』327～8頁。

- (4) 山崎勉治「日本産業組合史（未定稿）」。
  - (5) 『農林中央金庫史』(1)四〇—一頁。
  - (6) 同、六二頁。
  - (7) 奥谷松治『日本協同組合史』五二—五頁。
  - (8) 大内力『肥料の経済学』一七一頁。
  - (9) 『上毛産業組合史』三二七頁。
  - (10) 榊西、加藤、大島、大内『日本資本主義の成立』一〇九頁。
  - (11) 榊西光速『産業史の人々』二四頁。
  - (12) たとえば桐生の機業家であつた星野家の集荷形態として、市や農村に向いて買付けるほかに、生産農民の持参する糸を自宅で買取るケースがあげられている（『群馬県蚕業史』、五五八頁）。
  - (13) 『上毛商業組合史』七頁。
  - (14) 榊西『産業史の人々』二四—五頁。
  - (15) 「開港時は問屋は荷主を自宅にとめ、荷物運送賃錢、雑費の支払立替を行うにすぎなかったが、明治一二年ころから製糸家に商貸するにいたる」（早川直瀬『生糸と其貿易』一一八頁）。
- 「先ず、地方の製糸家が製糸の原料とする所の、生繭購入に要する資金は、横浜に於ける生糸売込商から仰ぐのである。夫れは各製糸家は各自に備え居る所の簽数を標準として借入れるので、即ち一簽に付いて大凡三〇円乃至五〇円迄である」（橋本重兵衛『生糸貿易の変遷』一〇七頁）。
- (16) 奥谷『日本協同組合史』三三頁。
  - (17) 「当社（確永社）は毎年製糸の開始前に當りては横浜の問屋より底分の借入を為し、養蚕の費用に対して幾分の融通を為して居るが少しく生糸の売れ行くに従つて此等の借入は追々に償還し、一二月の頃となれば前借金を償還するのみならず問屋へ対して多分の預け金となる」（『群馬県蚕業史』（上）七〇八頁）。
  - (18) 茶のばあいは自家製品を販売だけ共同で行なつたが、その製品についてきびしい規定がなされ、品質の統一がはかられた。たとえば静岡県の川野村製茶組合内規をみよ（奥谷『日本協同組合史』四四—五頁）。

(19) 静岡県小笠、磐田両郡の製茶販売組合二十数名の連合による製茶連合販売社は、横浜の輸出商大谷嘉兵衛と特約し、これから資金援助をえていた『産業組合』明治三九年一・二月号「静岡県小笠郡上内田製茶販売組合の実例」。

## (二) 産業組合法の制定

農村協同組合の全国的な展開の端初は明治三三年(一九〇〇年)の産業組合法制定によって上からの奨励という形で与えられることになった。しかしここで注目しておかねばならぬのは協同組合の本格的な発展は大正に入ってからのものであって産業組合法の制定はあくまで発展の法制的な端初を与えたにすぎないという点である。この理由としてさし当り二つ考えることができる。第一に産業組合法はドイツの協同組合制度を先走った觀念にもとづいて輸入したものであって、前節でもみたようにわが国には協同組合の発展する条件がまだ一般的には存在していなかった。第二にこの時期には国家の奨励政策自体がそれほど強力なものでなかった——それは協同組合の強力な保護政策を展開する必然性なり条件なりが欠けていたことにもとづくものである——。のちにみるように政策的援助は協同組合の発展にとってむしろ必須とされるのであって、じじつ大正中期以降それが積極化してゆくのであるが、そのような政策の推移を究明してゆく上からもここで産業組合法の意図と背景についてかんたんにみておく必要がある。

産業組合法は信用、販売、購買、生産の四種事業を認めているが早くから考えられていたのはそのうちの信用事業、つまり農業金融のための組織であった。農業金融機構についての考え方には二つの流れがあった。その一つは殖産興業政策の一環として地主や豪農のために地券銀行や勸業銀行を設立しようとするもので、かれらを中核として積極的に農業生産力を発展させようという、いわば大農主義の立場に立つものである。<sup>(1)</sup>他の一つは、とくに明治一〇年代の原蓄期に中小農の没落する過程をみて、かれらの組織としての信用組合をつくることによってその没落

を防ぐとする消極的な防衛的な立場に立つものである。<sup>(2)</sup>品川・平田の信用組合法案はこの立場に立つものである。この二つの考え方はたがいに矛盾する。なぜなら大農経営の発展は中小農の経営を分解させるであろうし、中小農の維持は大経営の展開を妨げるものとなろう。この矛盾がどのていど認識されていたかは疑問であって、前者の考え方に立って明治二九年に勅業銀行が、三〇年以降三三年までに農工銀行が設立され、他方明治三三年には後者の考えを継承して信用組合を中心とする産業組合法が制定されることになる。しかも農工銀行は地主、豪農を主たる対象とする金融のほかに信用組合の親銀行となることが予定されていたのである。<sup>(3)</sup>

もちろんこのような一見矛盾した政策にも根拠があった。この時期は日本資本主義が産業資本として確立して比較的順調に発展した自由主義段階であって、工業の発達は農村人口をあるていど吸収し、農産物に対する国内市場が拡大し、それに対応して農業もまた比較的順調に発展した。したがって農民層分解も原蓄期ほどではないにせよ進行して、農業経営も雇傭労働力を利用して資本家的経営をめざして発展してゆく余地が残っていたのである。

しかし同時に他面において、産業資本は、みずから過剰人口をつくり出す力をもちはじめていたから農村人口の吸収も農林業人口を減少させるにはいたらなかったのであり、農産物価格もまた農業生産への資本投下をいちじるしく有利にするほどは上昇しなかった。したがって大経営として発展しえたのは比較的低賃銀で労働力を調達しうるような豪農層にかぎられ、先進地帯ではたえず手作の解体と寄生地主化が進行するという、そういう時期だったのである。もちろん寄生化してゆく地主も土地改良や技術導入という形で生産的な性格をもち一種の投資を農業に行なっていたのであるから、なお日露戦争前後まで農業を前進させる主体であったことは認めうるであらう。

このように地主がなお生産的役割を果たしながら半面ではそれから徐々に後退しつつあったという事情から、

政府は一方でかれらに生産力発展の担い手として期待しながら、他方で中小農民の育成による生産の増大を考えざるをえなくなったのである。勸銀・農銀の設立に引つづいて産業組合法が制定されたのは、こういった農村における経済構造の変化を反映したものにほかならない。産業組合法が信用組合法案におけるような消極的な任務でなく、生産力発展のための組織として期待されたことは、それが明治三二年の耕地整理法、肥料取締法、府県農事試験場、国庫補助法、農会法等の生産力政策の展開と時を同じうして制定されたことや、また、その親銀行として予定された農工銀行法が生産の発展を強くうたっていることからわかる。

このように生産的任務を期待されて産業組合が発足したのであるが、それに対する援助はほとんど与えられず、先にのべたように農銀が信用組合の親銀行として予定されていたほかは、所得税、營業税が免除されていたのであった。それは生産力発展という点からいえば産業組合のように流通過程の改善を主目的とするものよりは、むしろ農会のように生産技術の改良普及を目的とするものの方が直接的であり、より有効な組織と考えられたためであらう。じじつ農会設置を契機として技術普及に国が積極的<sup>(4)</sup>にのり出して、補助金と法令による強制とをもって積極的におしすすめてゆくようになるのであるが、これとくらべると産業組合に対する援助はかなり立ちおくれていたということができよう。この点からも産業組合法の制定が先走りであったことが知られるのである。

つぎに産業組合法の内容をかんとんにみておこう。同法は信用組合のほかには販売、購買、生産（のち利用と改称）の四種の組合を認めてそれぞれの事業を行なうことを定めている。したがって貯金の受入と貸付のほかに生産物の販売、産業用品・家計用品の購買、生産物の加工と設備の利用等一応農業経営と農家経済の全体にわたる共同化が規定されているのである。その区域は原則として一市町村内であり、七人以上の組合員で構成され、組織の点では

無限責任のほかには保証責任、有限責任が認められている。

こうして産業組合は農業における経済活動の全般にわたった事業を営む共同組織として法制的な根拠を与えられることになったのであるが、その事業の発展にとっての一般的条件がまだととのつていなかったという点を別にしても、その発展にとっていくつかの大きな困難が法律上も存在していた。第一に、これら四種事業のうち販売、購買、生産の三事業については単一組合が兼営することが認められていたが、信用事業を行なう組合が他種事業を兼営することは認められなかった。これは信用組合の資金が他種事業に流用されて信用組合の経営を危くすることが恐れられたためだといわれるが、このためいくつかの問題が生じた。たとえば一市町村で四種の事業を行なう組合を設立しようと思えば少なくとも二箇の組合が設立されねばならないし、また購買、販売事業等は業務に季節的な繁閑があるから、その時期以外は業務が休止状態になって、人件費その他でむだが生じるだろう。しかも信用組合の兼営禁止は次の点で致命的であった。

すなわち常時貨幣に欠乏する農民は生産物が収穫されればそれを直ちに販売して、販売代金を其後の経営資金あるいは生活資金にあてなければならぬ。その上、当時は肥料等の生産資材をはじめ家計用品についても商人からの掛買が一般的であり、その商人は多くのばあい米商人をかねていたから、生産物も商人に引渡すことがあらかじめ決まっているばあいが多かった。肥料の掛売―米の買叩き―肥料の掛売という悪循環からくる前期的資本の支配を脱して共同購入、共同販売を行なうためには、肥料資金の貸付を行なうことや、委託された生産物に対する仮払金を支払うという形で資金の供給を行なうことが必要であろう。このような資金を購買組合や販売組合が供給することはとうてい期待できないのであって、それは信用組合によるほかない。つまり購買組合や販売組合が生産者たる

農民とは一応分離して流通過程を専門的に担当する流通組織である以上、その事業循環の開始にあたって取扱商品を買取るだけの資金をもつことが期待されるのであるが、それは小農の組織としては不可能である。

そこで信用組合なり地方銀行からの資金の貸付をうける必要が生じるが、購買、販売組合は利子をうむような形で事業を行ないえなかったため、貸付をうけることも困難であった。信用組合と兼営であればその余裕金を無利子で利用することも可能である。このような余裕金の利用方法は信用事業の立場からは不合理なものであるが、購買、販売事業の展開のためには止むをえないものだったのである。この意味から信用組合の兼営禁止は産業組合法の一つの大きな欠点であった。

第二の難点として連合会が認められていなかったことをあげることができる。各組合は市町村単位で設立されることになっており、それを郡単位あるいは県単位で統合することによって共同化の効果を高めようとする考えはまだなかったのである。もっともこれは農業をめぐる流通機構全体が未整備であり前期的資本の介在が必要とされていた当時にあつては止むをえないことでもあつたろう。

以上みてきたように先走つた理念にもとづきながら、制度的にもいくつかの難点をふくむものとして発足した産業組合が以後どのような展開をみせるかを次節以下でみてゆくことにしよう。

注(1) 榊西他共著『日本資本主義の発展』(I)第一章、第七節、(3)を参照。

(2) それは資本主義の独占段階にあったドイツの農村の窮乏と協同組合の役割を見出し、これを原蓄期にある日本に輸入して分解し没落する農民を救済しようとしたもので、その意味で時代錯誤のものであった。前掲『…発展』(I)、一八二頁。

(3) 同、一八二頁。

(4) 榊西他共著『…発展』(II)、三九一頁。

### (三) 日露戦争以前の農業協合組合

産業組合法が制定されてからも日露戦争前後までは各種組合の設立数も少なく、その事業内容も以前とさして変りばえのしないものであった。第六表によつて各種組合数の推移をみると明治三七年には信用組合が圧倒的に多くて七五一組合となっており、ついで購買組合が販売組合を上廻つて三一七組合、販売組合二一七組合、生産組合一〇八組合の順となっている。法發布以前とくらべるとかなり増加しているが、これを一府県当りについでみるともっとも多い信用組合で一六組合弱、購買組合は七組合弱、販売組合は五組合弱にすぎず、これを全国市町村数と比較してみるとそれぞれ、〇・五%、〇・二%強、〇・二%弱にすぎない。さし当り組合数についてみただけでも、この時期の組合の展開がほとんどネグリジブルなものにすぎなかったということができよう。この点を第一に確認しておかねばならない。

つぎにこの時期の組合がいかなる階層で構成されていたかの見当をつけるいみで、一組合平均組合員数をみておこう。明治三七年についてみると三者はそれぞれ八一人、五九人、七三人となつて信用、販売、購買の順となっている。こういった組合員数のかなり大きいちはそれら組合の加入者の階層がちがうことからくるといふより、信用組合と販売組合は町村単位のものが多いのに対して購買組合は部落単

第 6 表 種類別産業組合数推移 (兼営を含む)

|       | 信用組合 | 購買組合 | 販売組合 | 生産組合 | 総 数   |
|-------|------|------|------|------|-------|
| 明治33年 | 13   | 7    | 5    | 2    | 21    |
| 35    | 272  | 125  | 84   | 45   | 512   |
| 37    | 751  | 317  | 217  | 108  | 1,201 |

1. 農商務省農務局『産業組合要覧』。
2. いずれも12月31日現在。
3. 兼営組合はそれぞれの種類で算えられるから、各種組合の合計と総組合数とは一致しない。

位のものが多くという点からきているようである。<sup>(1)</sup> 信用組合のばあいではできるだけ多く遊休資金を集める必要から区域を広くして加入員数をふやすことが望ましいし、販売組合は第一節でもみたように大量集荷するためにはできるだけ多くの生産者を広く包摂する必要がある。これに対して購買組合のばあいは地方肥料商から購入する上では部落単位でも十分であったし、購入数量のとりまとめにさいしてもその方が便利であったと考えられる。当時の一町村平均戸数は五〇〇戸<sup>(2)</sup>でいどであったから各種組合ともほぼその二―三割でいどで組織されていたと考えられよう。そのばあい信用組合は地主層のウエイトが、販売、購買組合は生産農民のウエイトが相対的には高かったであろうが、いずれにせよほぼ一定の階層つまり、地主、豪農、富農といった上層農民で構成されていたと考えて誤りでないだろう。かりに中小農が加入していたとしてもかれらがどのていど組合を利用できたかは疑問であった。

以上のように組合の發達がさし当り数的にみてネグリジブルなものであったこと、およびその組合が少数の地主と上層農民の組織であったことを確認した上でかんとんに各種事業の内容に立入ってみることにしよう。

まず信用組合について明治三七年の一組合平均の資金内容と運用状況を示すと第七表のとおりである。この表で注目されるのは、資金内訳の中で出資金が圧倒的に多くて総額の六五%をこえている点であり、これに準備金及び積立金を加えると、いわゆる自己資金は総額の実に七割以上にもおよぶことになる。これに対して貯金はわずかに一六・五%にすぎず、ほ

第 7 表 信用組合の資金内容とその運用 (明治37年)

|        | 払込出資金      | 積立金 | 借入金  | 貯 金  | 資金計<br>(A) | 貸付金<br>(B) | B / A<br>% |
|--------|------------|-----|------|------|------------|------------|------------|
| 1 組合平均 | 2,066<br>円 | 259 | 321  | 525  | 3,171      | 2,409      | 76.0       |
| 同 比 率  | 65.2<br>%  | 8.2 | 10.1 | 16.5 | 100        |            |            |

とんど問題にならない額である。このことはもちろん畸形的なものである。出資金は本来組合発足にあたって設備、什器、人件費等の諸費用をまかなう前貸資本にあたるもので、貸付に向けられるべき性質のものではない。その上出資金は脱退のさいのほか払戻しできないのであるから、それは経済活動の過程で生じる遊休資金ではなく、余剰の蓄積資金でまかなわれなければならないものである。そのような性質の出資金が資金の大半をしめているということは、組合員の遊休資金を蒐集して相互に融通し合うという信用組合の建前からおよそかけはなれた存在であったといえよう。一人平均二五・五円という出資金は当時かなり上層と考えられる自作の現金収入がほぼ二〇〇円、小作で八〇円といった状態では中小農民はもちろん上層農民にとってもかなり過重な負担であつたらう。したがって組合は多数の農民から少額ずつでも遊休資金を集める組織というより、むしろ少数の地主から比較的多額の蓄積資金を出資金として集めるというものになった。この場合地主の蓄積資金は高利貸資本としても機能しうるのであるから、その資金コストも相当高いものとなり、前期的高利貸資本としての性格にかなり近いものになるであろう。こうした組合資金の性格に対応して、その貸付もまた農村の地主を中心とするものであつたと考えられる。まえの表でみると資金総額のほぼ八割ていどが貸付けられていることになっているが、おそらくこれは組合長たる地主、ないし組合有力者の個人的配慮にもとづいて貸付けられたであらうし、資金の多くがかれらの出資金であつてみれば、主観的には自己の個人的な貨幣を貸付けるとほとんど差のないものとして扱われたであらう。これらを詳細に実証できるようなデータはほとんど残されていないが、当時の信用組合について、たとえばその事務所が組合長たる地主の家におかれていたとか、あるいは組合の不時の支出は組合長のポケット・マネーから支払われたといった記述から、以上のような推測がかなり確実であると考えることができるのである。

以上この時期の信用組合は、一般的にはきわめて低調であり、その活動も村内地主層の個人的金融関係と大差なく、小農相互の金融とはほど遠かったのであって、要するにこの時期にはまだ信用組合が農村内部で発展してゆくだけの現実的根拠をもたなかったのである。

次に購買組合についてその数が全国町村数のわずか〇・二％にすぎなかったことを念頭におきながらその内容を見ることにしよう。第八表によれば一組合平均の出資金は四四〇円、購買額一、二〇二円であり、これを一人当りにつてみると七・五円、二〇・四円となっている。出資金が信用組合とくらべていちじるしく小さいのは地主よりも生産者農民の比重が高いことがかなり大きくひびいているであろう。その意味で信用組合よりは規模の小さい、構成階層も低いものであったことはみとめなければならぬであろう。しかし半面では、購買組合の出資金には信用組合におけるように貸付にむけられて高い利廻りが保証されるといった事情が存在しないのであって、そのいみで多くを出資することは経済的採算に合わないという面も存在するのである。

一組合員平均の購買額は年間二〇・四円であるが、これを先にみた自作、小作の戸当り推定現金支出額と比較してみると、それぞれに対して一〇％、二七％ていどとなる。購買組合が自作上層を中心とするものであった点を考えれば、かれらの現金支出の中で購買組合を経由するものはせいぜい二割ていどであったとみてよいであろう。このことからみて、さし当り量的にみただけでも、前期的商人資本を排除するという目的からほど遠いものであり、むしろそれを補完するていどのものであったといえるであろう。

第 8 表 購買事業の内容 (明治37年)

|             | 出 資 金  | 購買品売却額  |
|-------------|--------|---------|
| 総 額         | 56,777 | 155,007 |
| 1 組 合 平 均   | 440    | 1,202   |
| 1 組 合 員 平 均 | 7.5    | 20.4    |

『産業組合要覧』。

というのはこの時期に農民の現金支出額は急速に増大し、それに伴って商人資本の販売額も急速にのびつつあったのである。

ところでこの購買組合をさらに形態別にわけてみると、購買事業のみを行なう単営組合と、それ以外に販売、生産事業をもあわせ行なう兼営組合とがあり、明治三五年にはそれぞれ七一、五四また三九年には九五と三四の割合で存在している。この両者はこの時期には、それぞれ異なった事業内容を持ち、異なった条件のもとで発達してきたものであるから、以下ではその点についてかんたんにふれておこう。

先ず単営組合についてであるが、単営組合の事業の中心をなすのは肥料であり、それに付随するものとして農具、種苗等の農業資材と、油、食塩、薪炭等の家計用品が取扱われている。それらの品目については取扱組合数の資料があるだけで金額については不明であるが、明治三七年についてみれば肥料取扱組合数七七、油二五、穀物一七、農具一六、食塩一一の順で肥料が圧倒的に多い。さらに肥料取扱組合の内訳に立入ってみると過燐酸石灰を取扱うものももっとも多くて二八、以下鯀粕一九、大豆粕一四、石灰一二、菜種粕九となっており、鯀粕と菜種油を別にすれば残り三者は明治中期以降とくに三〇年代に入ってその消費がのびてくる新しい販売肥料である。したがって前期の購買組合についてのべたさいもふれたように、流通機構が未整備であったため共同購入する必要があるという事情もなお購買組合設立の一契機となったであろう。しかもそのばあい共同購入の積極的な推進者となったものが肥料商をもかねていた小地主層であったと考えることができないであろうか。もともとかれらは村の経済活動の指導的地位にあったから組合の内部でも中心的地位を築き、一面では組合員でありながら他面で組合と取引する肥料商としての立場に立って利潤をかくとくすることができたであろう。かれらおよび肥料問屋にとって

みれば組合は確實な取引相手であり、肥料の販売を拡大してゆく上で、また新しい肥料を導入する上で、歓迎さるべき存在でこそあれ、決して排除すべき競争相手ではなかったたのである。そのいみでこの時期の購買組合は前期的な肥料流通機構の再末端にあって肥料販売を拡大してゆく一つの手段としての役割を果したのであらうと考えられる。

つぎに兼営組合についてであるが、これはまゑの単営組合が地主の肥料販売機関としての色彩が強かったのに対して、むしろ手工業者の相互的組織としての性格が一般に強いようである。たとえば比較的資料のくわしい明治三八年の購買・販売兼営組合についてその事業内容をみれば、生糸、製織器、生計用品等を購入して羽二重を生産するもの、白珊瑚原料を購入して白珊瑚を販売するもの、楮を買って紙を売るものなどがそれぞれ若干数ずつ存在している。これらはいずれも特殊の技術を要する製品を生産する生産者が相互に結合し、これらの製品の販売と、それに要する原料の購入を共同機関をつうじて行なうことによつて品質を維持し、市場を確保しようとするものである。そのいみでこれは近代的な協同組合というよりは、むしろ前近代的なギルド組織に類似した同業者組織であったといつていいであらう。かれらの製品、原料の特殊な性格、市場の特殊性などが、これらの小生産者の結合を比較的容易にし、こうした組合の發展が早期的にみられたのであらう。しかしそれはその結合契機の特種性からいって、とうていそのまま近代的な協同組合へと發展してゆく一般的展望をもつものとはいえないものであった。

以上、要するに全体としてみると購買組合はいちじるしく未発達であつてほとんど皆無といつてもいい状態である。わずかに散在する組合についてみても、それは地主の肥料販売機関という色彩のこい部落的結合であるか、あるいは特殊な手工業者的生産者の結合であるかにとどまり、一般にわが国農村の中で何らかの役割を果したものはとうてい考えられないのである。

さいごに販売組合についてであるが、その存在がほとんど問題とならないでいどのものであったことははじめにみたとおりである。基本的な点は前に生糸についてのべたから、ここでは二三の点にふれるにとどめよう。兼営組合については先の購買組合をみたさいのべたから、ここでは単営組合にかぎっていうとまず地域的集中がいちじるしいことが注目される。明治三七年についてみると静岡一八組合、長野一六、京都・石川五組合であって、この四県で総数七五組合中六〇%近くをしめており、これに対して組合の全く存在しない府県が二二にのぼっている。当時の販売組合がこのように地域的に偏在した形で発達しているのは、これらの組合がきわめて特殊な生産物の販売を軸として発達してきたことをしめすものにほかならない。たとえばさきあげた府県について、その主要販売商品を見ると次のとおりである。

静岡 茶一八

長野 製糸九、蚕種四、百合一、鯉一、落葉松種子一

京都 織物一、茶二、苗木一、種子一

石川 干草糧秣四、花蒔一

これによって明らかなように、これらの販売組合の成立な支えたものは各地方の特殊な生産物であり、生糸、茶を除けば、ごく狭い範囲の地方的結合にとどまっていた(群馬がみえないのは上州三社が連合会であるため組合として認められていなかったためである)。

つぎにこの時期の販売組合の一人当り販売額が大きいことに注目しておこう。明治三七年には一人当り販売額は兼営を含めると七五円、単営だけでは九六円であって(特に販売額の多い一組合を除いた)購買組合の二〇・四円とく

らべていちじるしく巨額なものであることがわかる。購買組合が肥料ないし手工業原料品を扱ったとしても、この時期にはまだきわめて限られた量しか取扱できなかったのに対して、こうした商品的作物のばあいには、そこに結合された農家の大部分の生産物を取扱っているのであって、これらの農家にとってはきわめて大きな意味をもっていた。しかしこのことも基本的には前期の生糸についてみたような外部的要請にもとづくものであったことを忘れてはならない。

以上この時期の協同組合は組合数の面からいっても、またそれが包攝する組合員の階層からいっても、その成立する条件は一般的にはほとんどなかったと考えてよい。そのなかで販売組合だけはかなり活潑な活動をしているが、それとて外部的要請の強い特殊の農産加工品について存在しているにすぎないのであって、要するに組合の展開する根拠なり条件なりが、まだこの時期にはととのつていなかったのである。その条件がいかなる形で与えられるかを追求することが次節以下の課題である。

注(1) いま宮城・新潟・茨城・静岡・三重・岡山の六県について、組合の名称から町村組合と部落組合の区別がほぼ明らかであると考えられる組合をえらんで、事業別に両者の比率をみると(明治三六年)、信用事業は九〇対三六、購買事業は二〇対一三、販売事業は九対三で、部落組合の比率はそれぞれ二九%、三九%、二五%となる。購買組合に部落組合が多いことがわかる。

(2) この推定方法を信用組合についてのべれば次の如くである。明治三十七年の信用組合数七五一組合の三割が部落組合であったと考えるとその数は二二五組合である。一町村が五部落からなると仮定してこれを町村組合に換算すると四五組合にあたり、これと七割の町村組合五二五組合と合わせて五七〇町村組合が存在していたと考える。するとその区域内の戸数はこれに五〇〇戸を乗じた二八五、〇〇〇戸となる。これに対して同年の推定組合員数は六〇、七〇〇人であるから、加入率は二一%強となる。ほぼ二割の戸数が組合に加入していたわけである。誤差をみこんでも、上から三割に近いどの階層

が加入していたにすぎないといえよう。

(3) 「信甲組合と染付けた大・中・小の風呂敷を拵らえて之を貯金の賞与として遣って居りますが費用を組合から支出すると組合の剰余金が減りますから皆旦那に出して貰います」(『農林中央金庫史』(1)六七頁。原資料は『産業組合』明治三九年三月号)。

## 二、日露戦争後の農村協同組合の展開

### (一) 歴史的環境と協同組合の概況

これまでほとんどみるべき存在とはいえなかった産業組合は、日露戦争後とくにかなり長期にわたった農村不況の中で急速に全国的に普及するにいたった。このような普及がいかなる歴史的環境の中で行なわれたものであったかをみることは、協同組合が一般に資本主義のどの段階に、いかなる条件の成熟によってその発展の基礎を与えられるものであるかをみる上で重要である。そこでこの時期の資本主義の発達とそれに伴う農村経済の変化についてまずふれておこう。<sup>(1)</sup>

日清戦争前後に産業資本の確立期をむかえた日本資本主義は、明治三〇年代の短かい自由主義段階をへて日露戦争後は直ちに独占資本の形成へ向って急速にすすみはじめた。明治四〇年の恐慌を契機としてはじまり、ほぼ第一次大戦にいたるこの時期は帝国主義段階への移行期であったといわれる。もともと株式組織を採用し、銀行と深い関係をもつことによって相対的に大規模な機械制工業を輸入して出発したわが国の資本主義は、日露戦争を契機とする産業のいちじるしい拡大の反動として恐慌にみまわれたさいに、資本の移動や資本価値の破壊によって恐慌か

ら脱け出すことがかなり困難になったのであって、早くも不況が慢性化する傾向を示しはじめる。この過程で生産と資本の集中がすみ、カルテルの形成活動も活発になって独占段階への移行が開始される。もちろんこのように独占の形成がみられるといってもその規模はまだ小さかった上、それは主として紡績業を中心とする軽工業についてのことであって、重化学工業が本格的に展開するのは第一次大戦後のことであるという点に十分注意しておかねばならない。たとえばのちにみる硫酸工業の展開はようやく昭和に入ってからのことになる。

ところで明治四〇年にはじまる恐慌がいわゆる慢性不況の状態を呈し、なかに中間景気をはさみつつも大正四、五年ころまで、ほとんど一〇年にもおよぶ不況がつづくようになる、農業もその影響を強く受けるようになる。このころまでに農民の商品経済に対する依存度は決定的といえるほど高まっている。たとえば明治四一年に自作はその生産米の六二%を、小作は一八%を販売しており、また農家の支出の中で現金および現金に準ずるものの比率をみると、自作で四七%、小作で一五%強となっている。<sup>(2)</sup>したがって農民は不況による農産物価格の下落によって重大な打撃を受けることになる(第九表)。さらに農家経済の中には租税、負債利子、小作料といった農産物価格が下つてもそれに応じてへらない費用も相当の部分をしめていたから、その打撃はいっそう強かったであろう。

このような慢性的不況の過程の中で農業をめぐる流通機構の中で一つの変質過程が徐々にではあれ、進行していたことに注目しておかねばな

第 9 表 農産物価格と物価との関係  
(明治38年=100)

|       | 米   | まゆ  | 農産物<br>総合 | 一 破<br>物 価 |
|-------|-----|-----|-----------|------------|
| 明治39年 | 114 | 112 | 103       | 103        |
| 41    | 124 | 95  | 104       | 107        |
| 43    | 103 | 91  | 99        | 104        |
| 大正元   | 161 | 75  | 124       | 114        |
| 3     | 125 | 105 | 114       | 108        |
| 5     | 106 | 125 | 105       | 133        |
| 7     | 254 | 195 | 223       | 220        |

梶西, 加藤, 大島, 大内 『日本資本主義の発展』 III, 646頁.

らない。それは高利貸、あるいは米や肥料を取扱う商人の前期的な収奪の度合が弱まって、次第に量の上では近代的利子、あるいは商業利潤に近い手数料取得者のものになっていったという事実である。

その理由としてさしあたり二つの点をあげることができよう。第一に農民はほぼ決定的に商品経済に入込んでいくから、その経営と家計の再生産のために一定量の貨幣を必要としている。したがって農産物がしばしば限界生産物の費用価格を下廻って販売されるとしても、他に兼業収入がえられないかぎり、それが長期的につづけられることは次第に困難となってくる。不況期には兼業収入も縮小するから前期的商人資本の収奪も次第に費用価格の線といわばその下限を画される傾向をもってくる。もちろん農民は生活水準の切下げや経営の縮小という形でこれに耐えるのであるが、それにしても前期的資本の活動分野は次第にせばめられるであろう。不況の過程ではかれらの販売価格も下落しているから、利巾はいちじるしく小さくなる。高利貸資本にとっても長期にわたる農民の窮迫は貸付の危険を増大させたのであって、利率率は低くてもより安全な貸付対象を求めるようになってくるのである。

このように農民が必ずしも前期的収奪の対象といえなくなったことに加えて、商人間の競争が不況の過程でとくに激化することに注意しなければならない。わが国の産業別人口が好況と不況でどのように動くかといえ、第一次産業たる農業人口には殆ど変動がみられないのに対して、第二次産業は好況期に、第三次産業は不況に増加している。<sup>(3)</sup>これは農村がつねに一定人口を外部に排出しなければならぬことからくるといわれるが、ともかく不況期の第三次産業人口の増加が、狭められた市場に対する競争を一層激化させることは当然である。こうしてかれらの前期的な利潤獲得の分野も可能性もいちじるしく縮小することになる。その結果前期的商人・高利貸資本の衰退過程がこの時期からはじまるのである。この点のはちに各種事業の展開過程をみるさいの重要な手掛りとなろう。

それはともかくとして、農家経済の悪化にもなつて、農業政策もこれまでの生産力政策から農業経済の維持と農民の没落の阻止を目的とする小農保護政策へ転換してくるのである。この時期には農産物価格、とくに米価の低落が農民の窮迫の主要な原因であつたから、米価維持政策が農業政策の中心となるが、それとやらんで、政府は産業組合を新しい目で見直すようになり、小農保護政策の一環として農民に資金を供給し、流通過程を改善する組織としてこれを育成するための政策的援助を積極化するようになる。政府は明治三十七年、四十二年と二回の産業組合講習会をひらいてその知識の普及につとめ、明治四一年からは「産業組合中央会」の前身たる「大日本産業組合中央会」に各種の名義をもつて助成金ないし補助金を交付して同会を通じて組合の育成をはかつた。

また大正六年までに三回にわたつて産業組合法の改正を行なつて現実の要請にこたえるようにしている。第一次の改正では信用組合に他種事業の兼営がみとめられるようになったことが注目される。これが先にみた欠陥を補つてとくに購買、販売等の事業を営む組合の設立に便宜を与えたことはように想像できる。第二次改正では連合会、中央会の設立をみとめたほか、信用組合に予約加入の制度を設けた。これによつて信用組合は組合間の資金の過不足をあるていど調節することが可能となり、購・販組合は購入と販売をより大規模に共同化することによつて流通経費を節約するほか、価格をみずからに有利にしようとする動きをみせたものとして注目される。それはなお先走つた理念にとづくものではあつたが、産業組合が資金の需給や生産物や購入品の流通を担当する組織的機関として、従来の流通機構に代るものとしてかなり明確に意識されてきたわけである。

また明治四〇年、四三年の農工銀行法、北海道拓殖銀行法の改正と、四三年の勸業銀行法改正によつて、これら特銀のすべてに、産業組合および連合会に対する無抵当貸付が認められるようになった。とくに四四年の勸銀法改

正では勸銀を通じて国庫の低利資金（預金部資金）を組合に供給することがきめられたことは注目される。これは現実には農銀を経由して供給されるばあいが多かったのであるが、信用組合はこれによって資金面で大きな恩恵をこうむることになる。

以上のような改正で、産業組合法制定当時不備のまま残されていた点はほぼ解決されたといつてよい。このようにして少なくとも法制的にはかなり現実的な規定を与えられた産業組合はどのような発展をとげたであろうか。概観していくつかの特徴をみておこう。

第一に、この時期は組合の全国的普及の時期、あるいは横への発達の時期であったといえる。第一〇表のように総組合数は明治三九年の三、一四六組合から、大正五年には一一、七五三組合へ増加している。同年の市町村数は一二、二九二であったから、部落組合が三割ていどあったと考えても、ほぼ全市町村に一組合設立されていたといえる。不況期に組合の設立が激増している点に注目しておこう。

第二にこの発展の中でとりわけ信用組合のいちじるしい普及ぶりが目立っている。信用組合は終始他種組合をリードしていたのであるが、大正五年にはほぼ全町村に設立されていたといつてよいのである。購買組合の普及がそれについており、かなり全国的に成立する基盤をもってきているこ

第10表 事業別組合数の推移

|       | 信用     | 購買    | 販売    | 生産    | 計      |
|-------|--------|-------|-------|-------|--------|
| 明治39年 | 1,370  | 916   | 595   | 265   | 3,146  |
| 41    | 2,681  | 2,273 | 1,336 | 537   | 4,391  |
| 43    | 5,331  | 4,242 | 2,904 | 908   | 7,308  |
| 大正元年  | 7,736  | 6,086 | 4,109 | 1,280 | 9,683  |
| 3     | 9,274  | 7,244 | 4,885 | 1,599 | 11,160 |
| 5     | 10,147 | 7,661 | 5,271 | 1,755 | 11,753 |

1. 『産業組合要覧』。
2. 兼営組合は同一組合が、それぞれの種別で算えられるから各種組合の合計と総組合数とは一致しない。

とがわかる。販売組合の増加は、前二者からみるとかなり立おくられている。組合数からいえば購買組合に接近しているが、実際には設立されていながら事業を実行していないいわゆる睡眠組合が多かった。大正五年に信用組合はほとんど事業実行組合であったが、購買、販売、生産組合の事業実行率はそれぞれ七一・四%、四四・九%、三八・六%であつて実際の活動の面であつて販売、生産組合の発達がさらにいちじるしくおくられていたことがわかる。このような各種事業組合の普及は、具体的には信用組合がまず急速に発達して、それが次第に購買・販売事業を兼営するという、信用事業を中核とする兼営組合の発達という形で行なわれた(第一表)。信用組合は米麦生産を主とする普通農村にも設立されたから、米麦販売事業を兼営することを期待したのであるが、実際には障害が大きくて、その発展はつぎの時期にもちこされることになる。

第三の特徴として、この時期に組合がこれまでの地主、豪農を中心とするものから、中堅的な農民層まで含む組織になつてきたことがあげられる。一組合平均組合員数は明治三九年から大正五年にかけて、信用組合は九〇人から一三一人へ、購買組合は九五人から一二六人へ、販売組合は一二五人から一二九人に増加している。これを見ると大正五年には各組合とも平均組合員数がほぼ等しくなつてゐるがこれは兼営組合が増加していることから当然のことであろう。一組合平均一三〇人、うち農家組合員数

第11表 種類別組合数の推移 (単位: %)

|       | 信用   | 購買   | 販売  | 生産  | 信購   | 購販   | 信購販  | 信購生 | その他 |
|-------|------|------|-----|-----|------|------|------|-----|-----|
| 明治39年 | 52.3 | 18.1 | 5.1 | 2.0 | 1.7  | 11.0 | 1.0  | 0.2 | 100 |
| 43    | 30.5 | 10.6 | 3.0 | 1.1 | 17.0 | 6.9  | 14.5 | 5.0 | 100 |
| 大正 3  | 26.3 | 5.4  | 2.0 | 1.3 | 22.2 | 4.5  | 22.1 | 7.9 | 100 |
| 5     | 26.1 | 3.5  | 2.1 | 1.1 | 23.1 | 3.4  | 25.2 | 9.5 | 100 |

では一〇人ていどになっていることから、部落組合がなお三割ていどあったと仮定すると区域内農民のほぼ三と四割ていどが加入するようになったものと考えられる。なおかなり上層農民の組織であったことは否定できないが、いちおう中間的な農民層まで含みうるものになったといえよう。

さいごにこの時期には組合の系統化、すなわち連合会組織の発達はまだ低位であった。連合会の設立は明治四二年の法改正で認められたのであるが、信連の発達がやや顕著であるていどで、購販事業ではいちじるしくおくられている。第二二表でみるように連合会数はかなり増加しているが郡を単位とするものが半数以上であつて、しかも連合会の区域内にあつてもそれに加入しない組合が多かつたのである(第三二表)。連合会に所属する組合数の割合を各事業についてみると、信用事業では約四割が所属しているが購販事業では二五%に達していない。してみると購販事業を営む組合の大半はそれぞれ単位組合として孤立して事業を実行していたわけであつて、その取引相手も地方商人か、せいぜい地方問屋相手のものであつたと想像されるのである。

第 12 表 事業別連合会数の推移(兼営を含む)

|       | 信用 | 購買 | 販売 | 生産 | 計  |
|-------|----|----|----|----|----|
| 明治43年 | 11 | 5  | 9  | 1  | 13 |
| 大正元   | 30 | 15 | 14 | 1  | 34 |
| 3     | 52 | 32 | 22 | 1  | 63 |
| 5     | 65 | 39 | 29 | 1  | 81 |

『産業組合要覧』.

第 13 表 各種組合の連合会加入状況

|        | 信連所属<br>組合数 | 信用組合<br>総数に<br>対する<br>比率 | 購連所属<br>組合数 | 購買組合<br>総数に<br>対する<br>比率 | 販連所属<br>組合数 | 販売組合<br>総数に<br>対する<br>比率 |
|--------|-------------|--------------------------|-------------|--------------------------|-------------|--------------------------|
|        |             | %                        |             | %                        |             | %                        |
| 大正 3 年 | 2,274       | 26.6                     | 866         | 13.4                     | 802         | 18.8                     |
| 5      | 3,783       | 40.4                     | 1,369       | 20.0                     | 1,166       | 24.9                     |

1. 『産業組合要覧』.
2. 信連所属組合数も、信用組合数も調査がおこなわれたものについてみた数字である。たとえば大正7年の信用組合総数10,917のうち10,017について調査がおこなわれた。

以上を要約すれば慢性的不況に対応する小農保護政策の一環としての政府の助成政策もあつて、産業組合はこの時期に多数設立され、とくに信用組合と購買組合は少なくとも数字の上では全国的に普及するにいたつた。その構成も地主中心のものから中堅層の農家までふくむ組織となつてゐる。しかし系統化は未発達で、各組合は孤立してその経営を行なうものが大半であつた。以上のような特徴を念頭におきながら、以下で各種事業の内容に立入ることによつて、その発達がいかなる条件に支えられて可能であつたか、またいかなる機能を果すものであつたかをみることにしよう。

注(一) 以下の敘述は、主として梶西他共著『「発展」(Ⅲ)、第三章第一節と第七節による。

(二) 農商務省農務局『農家経済調査』一九二一年度版。

(三) たとえばのちの第二五表をみよ。また 東畑・宇野『日本資本主義と農業』一四八―九頁参照。

## (二) 信用事業

はじめに信用組合の資金内容と貸付額の推移をみることにしよう。第一四表をみると明治三九年から大正五年にかけて出資金は一三倍、貯金は四四倍、

第14表 信用事業の発達

(単位：千円)

|       | 払出資金   | 積立金   | 借入金    | 貯金     | 資金計<br>(A) | 貸付(B)  | B/A   |
|-------|--------|-------|--------|--------|------------|--------|-------|
| 明治39年 | 1,751  | 376   | 444    | 988    | 3,559      | 2,511  | 70.6% |
| 41    | 3,256  | 494   | 1,550  | 2,748  | 8,048      | 5,536  | 68.8  |
| 43    | 6,481  | 1,226 | 2,418  | 7,205  | 17,330     | 11,906 | 68.7  |
| 大正元   | —      | —     | —      | 18,388 | —          | 28,718 | —     |
| 3     | 18,103 | 5,695 | 11,880 | 24,749 | 60,430     | 44,646 | 73.9  |
| 5     | 22,702 | 9,425 | 13,466 | 43,670 | 89,263     | 56,354 | 63.1  |

1. 『産業組合要覧』。

2. 大正元年については出資金、積立金、借入金の数字がない。

資金計は二五倍に増大し、他方貸付金は二二倍へ増加して、全体的にかなりの発展をとげている。しかし、出資金と積立金を合わせた自己資金が資金総額の中でしめる割合はなお三五%にたっており、他方貯金は総額の四九%をしめているにすぎない。組合の本来の資金源たる貯金が総額の半分にみたくないという点は、この時期の信用事業が農村の遊休資金を蒐集利用する相互組織として、なお本格的に確立するにいたっていないことを物語るものといえよう。

このような信用組合が農業金融機関の中でしめる地位を確定しておくために、勸銀および農銀の農業者貸付額と信用組合の貸付額を比較すると第一五表のとおりである。もちろん前二者が有担保の長期信用を与えるのに対し組合は無担保対人信用によって短期資金を供給する点でその内容がちがっているが一応の目安とはなろう。これを見ると、大正五年には信用組合の貸付額は勸銀、農銀のそれのほぼ半分でいどにすぎない。一万をこえる組合の貸付額としてはまだ小さなものであったことがわかる。

これは勸銀や農銀と比較したばあいの数字であるが、農村金融機関全体の中でしめる地位はさらに小さいものであった。大正期の資料がないので明治四五年の数字をかかけると第一六表のとおりである。これによれば勸銀・農銀・拓銀が農家負債総額の一〇%強を供給しているのに対して産業組合は三%弱を供給している。勸銀・農銀を合わせた貸付が総額の中でしめる比率はこの時期を通じて一〇〜一五%ていどであったと考えられるから、大正中頃

第 15 表 勸銀、農銀の農業者貸付と信用組合貸付の比較

|       | (単位:千円) |   |         |        |
|-------|---------|---|---------|--------|
|       | 勸       | 銀 | 農       | 銀 信用組合 |
| 明治39年 | 13,471  |   | 20,364  | 2,511  |
| 43    | 31,073  |   | 27,758  | 11,906 |
| 大正 3  | 82,568  |   | 83,841  | 44,646 |
| 5     | 102,585 |   | 100,897 | 56,354 |

- 『日本勸業銀行史統計資料』、『全国農工銀行発達史』、『産業組合要覧』。
- 勸銀農業者貸付中には、耕地整理と産業組合に対する貸付も含んでいる。

農村協同組合の展開過程 (一)

に両者の半分ていどの貸付しか行なっていない信用組合の貸付は、農家負債の三〇四％ていどをしめていたと考えてほゞ誤りはないであろう。これに対して個人、金貸業者その他の前近代の金融機関は明治四五年に七〇％弱を供給しているから大正五年ころもなお六割をこえていたと思われ、その比重は圧倒的である。そのかぎりでは信用組合の地位はなお極めて低かったといえる。しかし信用組合の貸付が年々増加しているという事実は、それと勦銀・農銀の貸付を合計すると総額の二〇％に近いということとあわせ考えれば、前近代の金融機関の性格に何らかの影響を与えたであろう。かりに積極的に影響を与えなかったとしても、信用組合が発展しえたということ自体が後者に何らかの性格の変化が生じていたことを予想させるのである。

そこでその点を念頭におきながら事業内容を検討することによって、信用組合の発展がいかなる条件によって可能となったか、又それがいかなる機能を果すものであったかをみていくことにしよう。

順序としては資金面をまずみるのがふつうであるが、信用組合の本来の機能が貸付にあり、そこに信用組合の性格がもっともよく表現されていることから、貸付あるいは資金の運用の側面をまず見ることに

第 16 表 借入先別，金利別農家負債調（明治45年）

（単位：百万円）

|                 | 年利10<br>%未満 | 10～15  | 15～20  | 20%以上 | 計       | 割 合   |
|-----------------|-------------|--------|--------|-------|---------|-------|
| 特 銀             | 69          | 8      | 0      | —     | 77      | 10.3% |
| 其 他 金 融 機 関     | 69          | 59     | 4      | 0     | 132     | 17.7  |
| 産 業 組 合 ・ 報 徳 社 | 10          | 11     | 1      | 0     | 22      | 3.0   |
| 貸 金 業 者 ・ 質 屋   | 20          | 83     | 42     | 15    | 161     | 21.4  |
| 商 業 者           | 3           | 6      | 2      | 1     | 12      | 1.6   |
| 頼 母 子 講         | 36          | 20     | 5      | 2     | 63      | 8.5   |
| 個 人 そ の 他       | 56          | 148    | 62     | 14    | 280     | 37.5  |
| 計               | 263         | 335    | 116    | 32    | 746     | 100.0 |
| 割 合 (%)         | (35.3)      | (44.9) | (15.5) | (4.3) | (100.0) | —     |

農林省『本邦農業要覧』。

する。資金運用の面で特徴的な点は、資金計に対する貸付の比率が年々低下していることである。一四表には現われていないが大正六年には貯金が貸付を上廻っていわゆる貯金組合化の現象が生じている。その点はのちにみることにしてまず貸付の内容を検討することしよう。資料が少ないのもっぱら大正五年度について調査した「優良産業組合事例」によることにする。この対象となった組合は平均組合員数五〇〇人といういちじろしく規模の大きい組合であつて、平均以上に零細な農家を含んでいることに注意しておかねばならない。

まず組合員中で貸付を受けたものの比率を見ると六九組合の組合員三四、一六九人中一八、五一七人で全体の五四・二％にすぎない。貸付を受ける

ものが上層に限られていたことが想像できよう。その上貸付をうけたものの中でも極めて一部の上層のものだけで貸付の大半を独占していたのであつて、大多数の者はごく小額の貸付をうけていたにすぎないことは第一七表で見るとおりである。すなわち一件当り貸付金額が一〇〇円以上の貸付は件数では二六％であるが金額では総額の実に七八％に及び、その中二〇〇円以上のものが件数では一二％だが金額では六二％に達している。これに対して二〇円以下のものは件数では四〇％に達するが金額ではわずか二・八％にすぎず、五〇円以下をとってみても件数では五六％をこえるが金額では一〇・六％にすぎない。一〇〇円以上の貸付をうけることができたものはごく一部の地主ないし上層農民にかぎられていたであらうと考えられるから、信用組合の貸付は主としてかれらのために向けら

第 17 表 金額別貸付件数及び金額(64組合)

|         | 件 数    | 金 額   | 件数割合  | 金額割合  |
|---------|--------|-------|-------|-------|
|         | 件      | 千円    | %     | %     |
| 10円以下   | 3,019  | 29    | 12.9  | 0.7   |
| 10～ 20  | 5,256  | 83    | 16.9  | 2.1   |
| 20～ 50  | 8,273  | 318   | 26.6  | 7.8   |
| 54～100  | 5,745  | 463   | 18.5  | 11.4  |
| 100～200 | 4,037  | 643   | 13.6  | 15.9  |
| 200～    | 3,797  | 2,511 | 12.2  | 62.1  |
| 計       | 31,121 | 4,047 | 100.0 | 100.0 |

農商務省『優良産業組合事例』。

農村協同組合の展開過程 (一)

れたのである。もちろん小額貸付も件数ではかなり大きなウェイトをしめているのであって、あるていど下層のものも下層なりに貸付をうけることができたであろうが、それでも貸付の重心が地主や上層農民におかれていたことは否定できないであろう。

このことは貸付を用途別にみた第一八表からも推定できる。これを見て第一に目立つのは商業に対する貸付が三七・六％で圧倒的に多いことである。これは組合員の中に一・二割ていどの商業者がふくまれていたからこれらに対する貸付が主であろうが、地主もしばしば商人をかねているから地主にも貸付けられたであろう。一件当り貸付も四二二円と極めて大きい。土地購入に対する貸付が一六・四％でこれに次いでおり、一件当り貸付も一八二円で主として地主か上層農民に対する貸付であったと思われる。旧債償還に対する貸付は一〇・一％で一件当り一一三円となっている。これは耕地整理にのり出した地主が勸銀や農銀から資金を借りていたものを返済を迫られたことが大きな理由であらう。<sup>(1)</sup>これに対して農民を対象とする肥料購入資金の貸付は九・二％であって一件当り貸付も四三円にすぎない。これと農具・牛馬購入資金の貸付が主として農民に向け

第18表 主要用途別貸付件数及び金額 (63組合)

|         | 件数     | 金額    | 件数割合  | 金額割合  | 1件当り貸付額 |
|---------|--------|-------|-------|-------|---------|
|         | 件      | 千円    | %     | %     | 円       |
| 肥 料 購 入 | 8,348  | 362   | 28.5  | 9.2   | 43.8    |
| 農 具 " " | 514    | 21    | 1.7   | 0.5   | 41.7    |
| 牛 馬 " " | 781    | 90    | 2.6   | 2.3   | 157.4   |
| 土 地 " " | 3,541  | 647   | 12.0  | 16.4  | 182.4   |
| 土 地 改 良 | 719    | 97    | 2.4   | 2.5   | 134.3   |
| 工 業 業   | 807    | 144   | 2.7   | 3.7   | 178.6   |
| 商 業 業   | 3,504  | 1,481 | 11.8  | 37.6  | 422.5   |
| 旧 債 償 還 | 3,513  | 398   | 11.9  | 10.1  | 113.3   |
| そ の 他   | 7,997  | 702   | 26.4  | 17.7  | 87.8    |
| 計       | 29,624 | 3,942 | 100.0 | 100.0 | 133.1   |

前掲調査。

られたものであるが、三者合わせても一二％にすぎないのである。

こうみてくると信用組合の貸付が商人や地主に対する大口のものが圧倒的に多くて、農民に対する貸付と考えられるのはせいぜい一〇～一五％にすぎなかったとみてよい。信用組合は不況に面して資金の欠乏や旧債の償還に迫られた地主や商人のための金融組織にほかならなかつたのであり、農民のためという理念からかなりかけはなれたものとして発展したのである。この時期には多くのばあい高利貸をかねていた大地主でさえ貨幣の欠乏になやまされていたのであって、それが地主や商人を信用組合設立にふみ切らせたものであろう。もちろん農民も多数参加しており、それから貸付をうけているが、貸付をうけるものの数はかぎられており、小額のものが多かったのである。このように主として地主や商人のために運用される資金はいかにして蒐集されたのであろうか。

まず資金内訳の推移を第一四表にもどってみてみると、この時期はほぼ一貫して出資金、積立金といった自己資金の比率がきわめて高い。これに対して組合本来の資金源たる貯金が増加するのは主に大正五年以降のことである。そこでまず出資金を取上げてみよう。先にみた調査によると出資口数別にみた組合員数の分布は第一九表のとおりである。これによると一口出資者は全体の六七％にたつし、その総出資口数のうちの割合も三割をこえている。これに二口出資者の出資口数を加えれば全体の半分に近い。先にものべたようにこれらの組合はとくに規模の大きなもので零細農家の比率が平均以上に高いことを考慮しなければならないが、それにしても零細出資者の出資

第19表 出資口数別組合員数 (127組合)

|        | 組合員数   | 出資口数   | 組合員数<br>割合 | 出資口数<br>割合 |
|--------|--------|--------|------------|------------|
|        | 人      |        | %          | %          |
| 1 口    | 33,610 | 33,610 | 66.8       | 32.9       |
| 2      | 7,421  | 14,862 | 14.8       | 14.5       |
| 3 ~ 5  | 5,929  | 23,437 | 11.8       | 22.9       |
| 6 ~ 10 | 3,378  | 30,241 | 6.6        | 29.7       |

前掲調査。

が、総出資金の中でしめる部分はかなり大きいといえよう。貸付対象となりにくい中小農民から出資金のかんりの部分が出ていることに注意しておこう。

貯金についてもこれに近いことがいえるが、主要な部分は地主や上層農民によるものようである。同調査によれば貯金組合員数は全体の八六・九%とわけて高く、貸付を受けたものの比率五四・二%を大きく上廻っている。

したがって三〇%ていどの組合員は貯金だけして貸付を受けていなかったわけであるが、かれらは主として下層農民であつたと考えられる。しかし大多数の組合員の貯金は零細なものであつて貯金総額の中でしめる割合はきよくたんに低い。すなわち五〇円以下貯金組合員数は全体の六八%であるが、その貯金額は総額中五・八%をしめるにすぎない。逆に一〇〇円以上貯金者は一八・七%にすぎないが金額では総額のじつに八七%に及んでいる。したがつて貯金は、零細農家から集める部分は小さく、主として地主や商人や上層農民によるものであつた。貯金も貸付もかれらが主であつて、信用組合はその面では地主や商人を中核とし、それ

に上層農民を加えた一部のものの相互金融組織であつたといえるのである(第二〇表)。

つぎに借入金をみることにしよう。それが資金全体でしめる割合はこの期間を通じてほぼ二〇%となっており、かなり高いものであつた。いま借入金 of すべての貸付けられたと仮定すると、それは貸付額の三割に近いのである。そこで借入金の借入先をみるとこの時期には従来の地方銀行、個人的金融業者のほかに勸銀・農銀がかなり前面に

第20表 金額別貯金人員及び金額(56組合)

|        | 人      | 員 | 金     | 額     | 人員割合  | 金額割合 |
|--------|--------|---|-------|-------|-------|------|
|        |        | 人 | 千円    | %     | %     |      |
| 5円以下   | 8,002  |   | 23    | 32.3  | 0.5   |      |
| 5~10   | 2,872  |   | 29    | 11.6  | 0.7   |      |
| 10~20  | 2,930  |   | 55    | 11.8  | 1.3   |      |
| 20~50  | 3,092  |   | 137   | 12.5  | 3.3   |      |
| 50~100 | 3,237  |   | 287   | 13.1  | 7.0   |      |
| 100~   | 4,634  |   | 3,582 | 18.7  | 87.1  |      |
| 計      | 24,767 |   | 4,113 | 100.0 | 100.0 |      |

前掲調査。

出ており、それに信連の貸付も加わっている。勸銀の産業組合への貸付は明治四三年からはじめられたが、それは当初信用組合の親銀行に予定されていた農銀の貸付を急速に上廻るようになる。産業組合の総借入額の中で、勸銀と農銀からの借入がしめる比率をみると大正三、五年とも四四%をこえている(第二二表)。農銀の貸付が減少して勸銀のそれがわずかながら増加しているが、勸銀貸付の八割ていどは預金部資金だったのであり、しかもその比率は年々高まっている。したがって勸銀の貸付の増加はもっぱら低利資金の導入によって可能となったものであった。

信用組合への資金供給機関としては当初農銀が予定されていたのであるが、組合員の加入脱退が原則的に自由な団体への無担保貸付であるという点で危険性が大きかった上、貸付利率が有抵当貸付のそれより五厘低くおさえられていたことから貸付がのびなかった。そこで勸銀が登場するのであるが、勸銀もまた預金部資金によるほか貸付を行なうことができなかったのである。この勸銀貸付は主として肥料資金の貸付に向けられたといわれるから、農民に対する貸付は主に預金部資金によって行なわれたものと考えられる。農民に対する小額の貸付すら、国家資金の導入をまつたという点は注目に値するであろう。

つぎに信連からの借入金の比率をみると第二二表のとおりであって全体の二割をやや上廻っている。もっともこれを信連所属組合にかぎってみるとその借入額全体

第21表 産業組合の借入中、勸銀・農銀貸付のしめる地位

|         | 産業組合借入金推定額 (A) | 勸銀の産業組合貸付(B) | うち預金部<br>地方資金 | 農銀の産業組合貸付(C) | (B)+(C)<br>(A) |
|---------|----------------|--------------|---------------|--------------|----------------|
|         | 千円             | 千円           | %             | 千円           | %              |
| 大 正 3 年 | 16,500         | 5,074        | 77.7          | 1,294        | 44.6           |
| 5       | 16,200         | 6,280        | 79.1          | 934          | 44.5           |

- 『産業組合要覧』、『日本勸業銀行史』、『農工銀行発達史』。
- 産業組合借入金総額に調査組合の借入金を総組合数に引のばした概算値である。

のほぼ三割近くになるのであるが、それにしてもわずかであって系統利用率はまだ低く、信連は本来の機能を果すものとはいえなかった。しかしもとと信連の資金は所屬組合の余裕金の預け入れにまつものであるのに、組合の資金自体がまだ潤沢とはいえなかった當時にあっては止むをえないことであつたし、信用組合の中心人物が地方銀行の關係者であるばあいが多かつたから、余裕金は主にそちらへ流れ出たものと考えられよう。

以上みた勲銀、農銀、信連からの借入金はあわせて五割をやや上廻るていどのものであつた。したがつて残りは地方銀行または地方の有力者から借入れられたものといえる。それらの資金コストがかなり高いものであつたことは想像にかたくないが、勲銀をつうずる預金部資金の供給はそれをカヴァするものであつたろう。

以上この時期の資金の性格を要約すれば次のとおりである。資金の四割近くをしめる出資金、準備金といった自己資金の増加は組合員の階層が下に向つて拡大された結果による面が大きく、下層農民の貨幣が集められるようになった。貯金はなお地主、上層農民が大半をしめていたといえ下層の農民の利用率もきわめて高く、自己資金、貯金ともに従来より下層の農民に負う面が大きくなっている。他方借入金は政府資金の導入が顕著であり、それが組合資金を補給し、かつ資金コストを低くさせている。

このようにして蒐集された資金は先にもみたようにもっぱら地主や商人に向けられたのであつて、農民に向けられた部分はわずかであり、しかも主に国家資金によるものであつた。中小農民の出資金や貯金は、中小農民に対してはほとんど向けられなかったといつてもいいのである。

第22表 信用組合借入金中、信連よりの借入がしめる地位

|      | 信用組合借入金推定額(A) | 信連貸付額(B) | (B)/(A) |
|------|---------------|----------|---------|
|      | 千円            | 千円       | %       |
| 大正3年 | 13,700        | 952      | 7.0     |
| 5    | 13,900        | 1,603    | 11.5    |

『産業組合要覧』。

ここではじめにあげた信用組合と高利貸資本の關係という問題にもどってみよう。以上みたところから信用組合の発達が積極的に高利貸資本を脅かしたものは決していえないことはほぼ明らかであろう。そのことは信用組合の貸付の対象が地主や商人であって高利貸資本の本来の対象である小農民はいぜんとしてりのこされていることからいえる。しかし、にもかかわらず高利貸資本はすでに衰退変質をはじめているのであって、それは農民への貸付の危険が増大したため貸付の対象を他に向けざるをえなくなったことに現われている。<sup>(3)</sup>さらにいえば高利貸や地主自体が貨幣の欠乏になやまされる面すら生じてきたのであり、かれらはそれを信用組合による相互金融という形で仰ぐにいたり、他面では自己の所有する貨幣の安全な運用先として信用組合を利用するようになるのである。要するに信用組合はこの時期には地主や商人にとっての相互金融組織であったとみてほぼ誤りないであろう。

このようにしてもと一般金融機関と無縁であった農民は高利貸資本からも見はなされる傾向を生じたのであるが、他面信用組合の貸付は地主、商人、上層農民にかぎられ、貯金組合化するほど資金に余裕を生じながら中小農民には貸付けられない。かくて中小農民に対する金融の道は、次の時期に大量に行なわれる国家資金の導入をまつほかないのであり、この時期の勸銀を通じての国家資金の供給は、その端初をなすものであった。

注(1) 澁谷隆一「農村高利貸資本の展開過程」(『本誌』第一三卷第四号)一九八頁。

(2) 『農林中央金庫史』(I)、一一七頁。

(3) 同一九一頁。

### (三) 購買事業

はじめに購買組合の総取扱額と、その主要品目についての内訳の推移をみると第二三表のとおりである。明治年

間には総取扱額の数字のみあってその内訳が示されていないので、代りにそれらの品目を取扱う組合数をかけておいた。これをみると総取扱額（組合員に対する売却額）は明治三九年の一、三二五千元から大正五年の三三、八一四千元へ二五倍ていどに増加している。

その内訳についてみると、各品目ともほぼ一様なペースで増大していることがわかるが、当初から肥料の比重が圧倒的に高い。すなわち肥料は大正元年には総取扱額の三四%、五年には二七%を占めて、次に高い取扱率をもつ米がそれぞれ一三%、六%であるのを大きく引離しているのである。明治年間についてみても、肥料取扱組合数の比率はきわめて高く、その傾向は古くさかのぼるほどはつきりしている。

このことは、まず肥料購買を主要業務として出発した購買組合が、経営の基礎が固まるにつれて、一方では業務の繁閑を調節するという目的もあって、その他の生産資材や家計用品をも取扱うようになってきたことを示している。前期と引つづいて、たとえば福井県の羽二重業者のように原料生糸を購入するものや、陶器、漆器、紙等の原料を購入する手工業者の同業組合的色彩のこい組合もあったが、これらの比重は相対的にはきわめて小さなものとなった。肥料購買を主要目的と

第23表 購買事業の発達

|       | 産 業 用 品 |          |          |    |        | 生 計 用 品 |     |     |          |       | 生計用品計 | 総購買額 <sup>※</sup> |
|-------|---------|----------|----------|----|--------|---------|-----|-----|----------|-------|-------|-------------------|
|       | 肥料      | 薬品<br>石灰 | 蚕具<br>農具 | 種苗 | 産業用品計  | 米       | 織物  | 塩   | 味噌<br>醤油 | 酒     |       |                   |
| 明治39年 | 263     | —        | 53       | 12 | —      | 40      | 6   | 51  | 21       | 11    | —     | 千円<br>1,325       |
| 41    | 662     | 37       | 146      | 84 | —      | 58      | 18  | 271 | 62       | 74    | —     | 5,602             |
| 大正元   | 6,588   | —        | 70       | 43 | 11,581 | 2,517   | 279 | 405 | 293      | 933   | 7,849 | 14,930            |
| 3     | 9,527   | —        | 122      | 73 | 12,687 | 2,407   | 368 | 493 | 334      | 1,375 | 8,705 | 21,392            |
| 5     | 9,240   | —        | 281      | 88 | 25,361 | 1,865   | 440 | 513 | 365      | 1,306 | 8,456 | 33,814            |

1. 『産業組合要覧』。
2. 明治年間の数字は各品目の取扱組合数である。
3. 明治39年の総購買額については、要覧の冒頭にかかげてある数字とその内訳をなす各種組合の購買額合計とは一致しないため、後者の数字をとった。

する農民的組合が、この時期には明らかに中心的地位をしめるようになったのである。そこで以下肥料購買事業に焦点をあててみてゆくことにするが、その内容を示す資料がとぼしいので、まず組合の二つの特徴を確認することからはじめ、そこから肥料購買組合の発展を支えた条件と、それが果たした役割とを導き出すことにしたい。

この時期の肥料購買組合の第一の特徴として、それがなお限られた中堅層以上の上層農民の組織であったことがあげられる。一組合平均組合員数は明治三九年から大正五年にかけて九五人から一二六人へかなりの増加を示している。しかし部落組合が四割近く存在していたためこの数字が低目に出ていることを考慮に入れても、区域内農民のせいぜい三〜四割ていどが組合に加入していたにすぎなかったと推定できることははじめにみたとおりである。

購買組合が自作農上層の組織であったという点は第一に確認しておかねばならぬ事実である。そのためかれらの組合利用率はかなり高かった。いま一農家組合平均の組合よりの肥料購入額の推移をみると大正元年一八円、五年一七円となつて、これを同年の全国農家一戸平均の販売肥料消費額一六円、一八円、と比較するとほとんどちがわない。もちろん組合員はかなり上層農家であったから全国平均の二倍以上消費していたと考えても、その組合利用率はそうとう高いものであったことがわかる。しかし半面で組合員の購入額とのびが全国平均消費額とのびより若干下廻っているのは組合層の階層が、消費額により小さな階層に拡大されていったことに対応するものであろう。

第二の特徴として、この時期の組合は連合会が未発達であったため孤立した一箇の単位組合として事業を行っていたことが注目される。大正五年に購買組合連合会は三九あったがこれに所属する組合はわずかに一、三六九組合にすぎず、組織率は二六％にすぎなかった。購連の肥料売却額は大正五年に五一一千円であつて、これを同年の購買組合肥料売却総額と比較するとその五・五％、所属組合の推定売却額とくらべると二八％となる。所属組合の

系統利用率はかなり高くなっているが、それでも組合全体としてみれば九割以上商人系統に仰がねばならなかったのである。

このように組合が孤立して事業をおこなうばあいその仕入先が近辺の肥料商か、せいぜい地方の肥料問屋に限定されることは当然のことである。この時期のいくつかの報告をみても、その仕入先は近くの町の肥料商か肥料問屋である例がもっとも多い。また、特に店舗を設けず仕入れて来てすぐ組合員に分配する組合も多かったようである。<sup>(4)</sup>この時期の流通機構についてはのちにふれるが、その末端の小売商に代位したにすぎなかったことはほぼ明らかであろう。それでは、この時期の購買組合は小売商とどのような関係に立つものであったろうか。

購買組合の取扱額がのびているとはいえ、その取扱量が全国総消費額の中でしめる比重はまだ小さく、大正五年でも一〇%にみたなかった。それは組合の設立されていない町村や、設立されても活動していない町村が過半数あったことと、組合員階層が上層農民にかぎられていて未組織の農民が多数存在することからきている。事業実行組合に加入している農家戸数は大正五年に六〇万戸<sup>(5)</sup>ていどであったと推定できるから一部の上層農家を除いた圧倒的多数の農家が肥料商から購入していたのである。しかも第二四表でみるように販売肥料消費

第24表 主要販売肥料消費状況

(単位：千円)

|       | 鯀 搾 粕 | 大 豆 粕  | 菜種・棉<br>実搾粕 | 過磷酸<br>石灰 | 硫 安    | 配合肥料   | 計       |
|-------|-------|--------|-------------|-----------|--------|--------|---------|
| 明治39年 | 3,660 | 13,177 | 6,672       | 4,634     | 76     | 6,571  | 46,327  |
| 41    | 3,179 | 23,908 | 6,455       | 5,476     | 253    | 9,026  | 58,460  |
| 43    | 5,928 | 19,029 | 6,821       | 6,194     | 9,515  | 12,164 | 61,232  |
| 大正元   | 6,840 | 26,101 | 8,647       | 11,435    | 12,023 | 16,862 | 88,069  |
| 3     | 7,276 | 33,693 | 8,643       | 12,229    | 17,400 | 17,481 | 100,509 |
| 5     | 5,410 | 36,660 | 7,310       | 9,230     | 7,810  | 9,510  | 100,294 |

『肥料要覧』。

額はいちじるしく増加しているのであって、肥料商の取扱額も全体としてみれば四五倍ていど増加している。したがって組合の設立された農村でも肥料商の取扱額は増加しており、少なくとも量的な面で肥料商と組合その競合関係は生じていなかったと考えられる。しかしこれはあくまで肥料商全体とくらべたばあいのことであって、この時期に肥料商はかなり増加している上、かれら一人当りの取扱量は小さかったから（第二五表）、個々の商人の間の競争は激化していったであろう。そして次第に手数料取得者のな性格を強くしていったことであろう。それは組合の発展とは一応別の過程として、それ自体で進行しているのであるが、組合がそれをあていど促進する役割を果たしたことは否定できない。

以上の特徴を要約すれば、この時期の購買組合は上層農家の組合であつたがその限りでは利用率も高く比較的よく活動していた。しかし従来の商人系統の流通機構と競合するものではなく、その末端に編成されることによって小売商に代位したにすぎない。

こういった特徴は、組合の発展しうる条件あるいは根拠を示すと同時に、その限界を示唆するものとして注目される。

上層農家によって組織されたという点にまず立入ってみよう。これをみるには組合の組合員に対する売却の形態をみておく必要がある。先にもあげた「優良産業組合事例」によって数字のかかげてある三六組合についてみると現金売三一七、四五一円、掛売三四六、六五五円となっている。現金売四八％、掛売五二％の割合である。当時は

第 25 表 肥料売買業者数と取扱額推移

|       | 肥料売買業者<br>人 | 1 人当り 取扱額 |
|-------|-------------|-----------|
|       |             | 千円        |
| 明治39年 | 36,712      | 1.3       |
| 43    | 37,660      | 1.6       |
| 大正元   | 41,827      | 2.1       |
| 3     | 45,681      | 2.2       |

『肥料概覧』。

掛売が一般的であつて上層農民もほとんどこれによつていたから、組合から現金買するさいにはあらかじめその資金を何らかの形で入手している必要があつた。農民はその貨幣をいかにして入手するのであろうか。同調査によつて、信用事業を兼営する組合で肥料資金貸付額と肥料購入額の明らかな八組合をみると、肥料購入額が八九、〇〇二円であるのに対して、信用事業による肥料資金貸付は七三、七九一元となつてゐる。いま貸付が全額組合の購買事業からの購入に向けられたと仮定すれば、必要な貨幣の八二%が信用事業から供給されてゐることになる。信用事業の發達が購買事業にとつていかに重要な意味をもつかがわかるであらう。このことは、組合員である農民が組合から肥料を現金買するためには、あらかじめ信用事業からそれに要する資金の貸付を受けてゐる必要があつたことをいみする。ところが前節でもみたように信用組合の貸付に當つては信用程度のかなりきびしい評定があつたから貸付をうけることのできる階層は、なお一部の上層農民にすぎなかつた。したがつて購買組合も主としてそのような貸付をうけることのできる上層農民で構成されることになつたものであらう。しかもかかる貸付すら勦銀からの低利資金の借入に負うところが大きかつたことは先にもみたとおりである。

掛売についてもさまざまな制約がつけられてゐる。まず購買程度について信用度によつて購買程度を定めるとか、組合長が決めるとか、作付反別によつて制限するとかいふ制約があり、代金取立については販売代金より差引くとか、貯金から差引くとか決められ、また滞納すれば部落長や隣家の組合員に代納させ、その制裁として除名や販売停止、さらに部落全体の購買禁止を規定している組合さえある。組合は原則的に現金で仕入を行なうか比較的短期に決済を行ない、ばあいによつては一部前払も行なつてゐた。その資金は主に兼営する信用事業の余裕金や借入金によつていたと考えられるから、信用事業の安全確保のためにも掛売にはきびしい制約を付したものであらう。し

かしその結果、もっとも肥料商の収奪をうける零細農家は、現金売も掛売を利用することが困難となったのである。このため購買組合は比較的上層の農民で組織されるものとなり、その中でも組合をもっともよく利用できたのはかぎられた一部のものとなったのである。したがって上層農家の組合利用率ははじめからかなり高いものであり、一人当り購買額も大きかったが、それが組合を利用しにくい農家まで含むようになってくるにつれて一人当り購買額も小さくなるのである。

つぎに購買組合の孤立性についていえば、これは主として商品の特性からくる経営技術上の理由にもとづくものであった。この時期の主要販売肥料の消費状況の推移をみると先にかかげた第二四表のようにこの時期の中心となったのは大豆粕であって、明治三〇年ころ魚肥とその地位を交替し、以降昭和五年ころになって硫酸にその地位をゆずるまでその王座はゆるがない。魚肥はなお第二位の地位をしめているが過磷酸石灰や硫酸の地位がかなり高くなってきたことが注目される。組合の肥料取扱状況もこういった肥料の消費構造を反映しているのであって、いま明治四三年について各種肥料の取扱組合数をみると大豆粕五三一組合、過磷酸石灰二六二組合、鰾粕二五六組合、硫酸一三〇組合の順になっている。大豆粕が肥料取扱の中心であったことがわかるであろう。そこでここではとくに大豆粕を取上げてその生産および流通の構造をみることにしよう。大豆粕はいうまでもなくそのほとんどが満洲からの輸入によるものであった。たとえば大正三年には消費量の九割が満洲から輸入されている。

ところで大豆粕は比較的小資本でかんたんに生産することができ、大正一四年の満鉄調査によれば、「原料集散ニ便利ナル諸地ハ各地一齊ニ油房設立ヲ見」<sup>(6)</sup>「鐵道沿線各地ニ於ケル油房數ハ四百四十八坊ニシテ沿線以外ノモノヲ合スルトキハ一千ニ達セントス」<sup>(7)</sup>る状態であった。このように多数の小製造業者が存在することは、その流通を

担当するものに多かれ少かれ前期的性格を与えずにはおかぬ。大豆が自然条件に左右されやすい農産物であり、他方大豆粕に対する大量の需要が存在することは、それをいちじるしく投機的な商品とした。そのため神戸には消費地としての取引所があり、大連・安東・奉天には供給地としての取引所があつて先物取引も行なわれていた。<sup>(8)</sup>輸入業者は大手筋といわれるものだけで九、その他に多数の輸入業者があり、かれらによつて輸入された大豆粕は取引所を経由して東京・阪神等の市場問屋へ送られた。市場問屋の数は百をこえ、かれらは普通二、三百から四、五百の得意先（地方問屋が主だが小売商も含む）をもっており、地方問屋から小売商の手をへて農民の手に売られたのである。まさに膨大な流通機構であつたが、それは大豆粕が小資本の製品であつて、しかも「一つの大きな国際的投機物」であつたことから必然的なものであつた。<sup>(9)</sup>

このように大豆粕の生産構造自体がかかる膨大な前期的流通機構の存在を必要としている状態にあつては、購買組合がこのような機構の一環としてあみこまれざるをえないのは当然である。このように投機性格が強く、価格も不安定な商品を取扱うことは、条件の変化に機敏に対応することのできない組合にとつて極めて困難である。しかもそれは大量に取扱ねばならぬ連合会にとつて一層危険性が大きい。連合会が市場問屋とまじつて取引所で取引を行なう能力をもつことはとうてい不可能だからであり、地方問屋の機能をはたすこともむずかしいであらう。単協であればその取引先は地方問屋か、地方肥料商である。ここまで下りてくるとその地方なりに購入時期にはあるていど一定の相場が立っているから比較的価格も安定している。それに組合の仕入時期から組合員に対する売却時期までの期間も短かいから価格変動による危険もかなり小さいとみてよいであらう。こうして連合会は未発達ながら組合は一応の活動を行ないうる根拠が与えられるのである。しかしそれはあくまでこのような前期的性格の強

い流通機構の一環として、その最末端につらなることによってはじめて可能であった点には十分注意しておかねばならない。

こうみてくればこの時期の組合が果たした機能もほぼ明らかであろう。それは地方問屋にとって支払の確実な販売先としてその市場を確保させるものであり、したがって流通機構全体にとってみてもその循環を円滑ならしめるものとして歓迎さるべき性質のものであったのである。しかもこの時期に農民の経済が悪化したことは流通機構にとってその市場を脅かされるものであったから、地方肥料商の不当な収奪によって市場が荒らされることは流通機構の上部、とくに大手筋の輸入業者にとって決して望ましいものではなかった。そのいみでこの機構なりに合理化が要請されていたのであって、購買組合の発展はまさにこれにこたえるものであったのである。

肥料小売商についていえば先にみたように肥料商の取扱額はこの時期にいちじるしく増加している。したがってかれらは組合の進出によってさし当り量的側面で脅かされることはなかったであり、かれらが手数料取得者化しつつあったのは、市場問屋の圧力と、かれら相互間の競争の激化によるものであった。また小売商自体が組合に肥料を販売していたケースも<sup>(10)</sup>みられるのであって、すでに手数料取得者化しつつあったかれらにとって、組合は確実な取引先でもあったのである。

以上を要約すればこの時期の購買組合は上層農民の組織として、かなりみるべき展開をとげるが、その活動はなお単協段階に留っており輸入業者や市場問屋を頂点とする流通機構の末端に編み込まれたものであった。他方小売商は手数料取得者化しつつあったが、その販売額ものびていたから小売商を脅やかす勢力ではなかったといえよう。それが小売商の利害と強く矛盾するにいたるのは次の時期に属するのである。

農村協同組合の展開過程 (一)

(1) これは組合に商工業者が二・三割参加がしていたことによるものであろう。次の時期になると飯米を購入する農家も加入するが、この時期にはまだ少なかった。

(2) 事業実行組合の農家組合員数を推定し、それで購買組合の肥料取扱総額を割って求めた。

(3) 農商務省『肥料要覧』。

(4) 大正五年の購買組合加入農家組合員総数は七四一人である。これに購買組合総数に対する事業実行組合数の比率八〇%をかけると約六〇万人となる。やや多目にみついても七〇万人というところであろう。

(5) 産業組合中央会埼玉支会『埼玉県産業組合事蹟輯録』「中瀬信用販売購買生産組合」をみよ。

(6) 農林省農務局『主要販売肥料ニ関スル調査』一八一頁。

(7) 同、一八〇頁。

(8) 以下の敘述は主として佐藤寛次『肥料問題研究』一六六頁以下によつた。

(9) 同、一六六頁。

(10) 前掲『埼玉県産業組合事蹟輯録』「大石信正組合」の例をみよ。

(四) 販売事業

販売事業の展開を、組合総販売額とその内訳についてみると第二六表のとおりである。まず総販売額は明治三九年の二、四九七千円から

第26表 販売事業の発展

(単位：千円)

|       | 米     | 麦   | 雑穀  | 蔬菜<br>果実 | 蘭     | 生糸     | 蘭<br>製品 | 畜産<br>物 | 織物     | 木材<br>薪炭 | 水産<br>物 | その他<br>も計 |
|-------|-------|-----|-----|----------|-------|--------|---------|---------|--------|----------|---------|-----------|
| 明治39年 | 5     | 3   | —   | —        | —     | 722    | —       | —       | 8      | —        | —       | 2,497     |
| 43    | 272   | 108 | —   | —        | —     | 4,984  | —       | —       | 732    | —        | —       | 11,276    |
| 大正元   | 2,836 | 412 | 46  | 432      | 497   | 14,907 | 113     | 19      | 3,407  | 376      | 618     | 27,794    |
| 3     | 2,524 | 474 | 165 | 808      | 841   | 17,033 | 633     | 220     | 3,480  | 490      | 883     | 31,296    |
| 5     | 2,962 | 840 | 306 | 929      | 1,258 | 31,806 | 1,315   | 303     | 14,003 | 781      | 806     | 59,090    |

1. 『産業組合要覧』,土屋光豊・松本真雄『米・小麦の販売と販売組合』31~2頁。
2. 明治年間の内訳は「米・小麦の販売と販売組合」による推定である。
3. 明治39年の数字がないため、内訳は明治38年の数字をそのまま入れた。

大正五年の五九、〇九〇千円へ二四倍強に増加している。大正三年から五年にかけての激増ぶりがめだっているが、これは輸出の好調による生糸と織物の販売額の増加による面が大きい。

その内訳に立入ってみると二つの点が特徴的である。第一に、この時期を一貫して販売事業の中心をなすものは生糸、織物といった輸出入加工農産物であった。資料の関係で大正元年と五年の兩年をとってみても、両方で総販売額の七割をこえている。とりわけ目立つのは生糸であり、この時期を一貫して生糸だけで全体の五割強をしめており、なお販売事業の中心をなすものであった。これを国内総生産額<sup>①</sup>と比べてみても、大正元年には総生産額一九一、六二一千元に対して七・七％、三年には一八三、五九六千元に対して九・三％、五年には三三二、五五二千元に対して九・九％となつて、その地位は増大する傾向をみせている。この数字は一見さして高いものともみえないが、この時期にすでに国内製糸業が産業資本としての確立を終え、独占に向いつつあつたことを考えれば、その中での発展は注目値するものといえよう。織物の販売は福井県にその七七％が集中しており、その内容は羽二重であつて主として輸出に向けられている。

第二の特徴として、米、麦といった基本的な農産物の販売がいちじるしく低位であつたことがあげられる。米の販売はこの時期を一貫して停滞的であつて全体における比率もむしろ低下する傾向にあつた。販売事業における米の立ちおくれは、これを農家の米販売総額と対比してみればいっそう明らかになる。『米穀要覧』によると大正五年の米生産総額は八二六、五八四千元であるから、今大ざっぱにその半分が販売されていたと考えると、この年の販売総額は四一三、二九二千円でいどであつたと推定される。これに対してこの年の組合の米販売額は二、九六二千元であるから、販売米の〇・八％ていどが組合によつて販売されていたにすぎない。米の販売において販売組合

のしめる地位がいかに低いものであったかは、これによっても明らかであろう。

以上みてきたようにこの時期の販売組合が生糸、織物といった特殊な輸出用農産加工品を中心に発展したこと、米麦等の一般的な農産物の販売が低位であったことの二つがいちじるしい特徴であった。このような発展の形態がいかなる条件によって規制されていたかが問題となるが、それに立入る前に生糸の販売を目的とする組合と、米を取扱う組合の輪郭をつかんでおくことにしよう。

第二七表をみると生糸の販売が少数の府県に集中していることがわかる。中でも群馬県と長野県が圧倒的な比重を占めており、大正五年にはこの二県だけで組合の生糸総取扱額の七割に達している。それに埼玉・新潟の二県を加えると四県だけで実に八割にも達する。群馬と長野では米を殆ど取扱っておらず、これらの諸県の組合の大半は生糸のみを取扱うものであったことがわかる。

米のばあいもかなりいちじるしい集中がみられる。すなわち滋賀・三重・岡山・兵庫といった上位四県だけで全体のほぼ四九%を販売しているのである。生糸ほどではないにせよ、米がもつとも一般的な農産物であることを考えれば、その集中ぶりはあるいみでは生糸以上であったともいえよう。これに対して

第27表 生糸と米の上位4県の組合販売額 (大正5年)  
(単位: 千円)

|         | 事業実行<br>組 合 数 | 総販売額   | うち生糸   | う ち 米 |
|---------|---------------|--------|--------|-------|
| 全 国 合 計 | 2,099         | 59,090 | 31,860 | 2,963 |
| 群馬      | 253           | 14,299 | 14,164 | 2     |
| 長野      | 75            | 8,166  | 7,854  | —     |
| 埼玉      | 106           | 2,391  | 2,279  | 24    |
| 新潟      | 36            | 1,335  | 1,216  | 29    |
| 小 計     | 470           | 26,191 | 25,513 | 55    |
| 滋賀      | 44            | 1,363  | 138    | 707   |
| 三重      | 85            | 728    | 59     | 355   |
| 岡山      | 116           | 1,535  | 179    | 210   |
| 兵庫      | 100           | 529    | 10     | 186   |
| 小 計     | 345           | 4,205  | 386    | 1,458 |

秋田・山形・新潟の米所三県の販売額がそれぞれ零円、一千円、二九千円にすぎず、三県合せても全体の一%強にすぎなかったことが注目される。米の販売組合が、がいて阪神地方に近い西日本地帯に発達し、裏日本米作地帯でおくれているのは、この時期の大きな特徴である。この点は古くからの養蚕地帯であり生糸の生産地であった群馬・長野に生糸販売組合が発達したことに顕著な対照をなしている。この点はのちに立入ることにしよう。

両者の今一つの特徴として、生糸販売組合と米販売組合ではその一組合平均取扱量に大きなちがいがあることに注目しておこう。いま生糸の上位四県について一組合当り生糸販売額をみると六九、四九九円であるのに対して、米の主要四県の米販売額は二、三九〇円となる。前者はともかくとして米の主要四県では米を取扱わない組合、たとえば生糸販売組合等も数多く存在しているから、この数字を直ちに米取扱組合の事業規模を示すものと考えるところはできないが一応の目安にはなる。これで見ると生糸販売組合の規模は米販売組合のその三〇倍にも及ぶものであった。これは生糸のばあいには大量に集荷されるほど有利であるのに対して、のちにもみるように米のばあい大量集荷は困難でも危険でもあったからであらう。

次にそれぞれについて立入った考察を加えてみることにしよう。生糸販売事業の発展はアメリカへの輸出が比較的好調であったことによるものにほかならない。しかし先にもふれたようにこの時期には営業製糸の発展もめざましかったのであるから、組合がその過程にいかに対応していったかをみなければならぬ。

第二八表をみるとこの時期に製糸工場数は激減し、釜数は増加して生産の集中が進行している。ところが製糸工場は工場とよぶに値しないほど零細なものが圧倒的に多かったのであって、たとえば大正四年には四千の器械製糸工場が二〇六千釜所有していたのに対して二八四千の工場は三八九千釜しか有していない。平均一釜半という工

場が二八四千も存在していたわけで、これは養蚕農家が副業として営む座繰経営であつたと考えられる。したがって集中が行なわれたといつてもそれはかかる製糸農家がその生産技術の低さから整理されていった過程にほかならなかつたのである。

かれらが整理されていく過程は二通りある。一つは製糸工程をやめて単なる養蚕農家としてもっぱら営業製糸に対して原料繭を供給することであり、一つはかかる製糸農家が共同の組織を作り、器械製糸による組合工場を設立してそこで製糸工程を集中的に行なうのである。後者が組合製糸である。組合製糸は従来の生糸販売組合から発展したものが大半であつたと考えられる。両者の経営形態の相違を確認しておく、生糸販売組合では組合員農家はそれぞれ釜を所有した一工場であつて、そこで繰糸を行ない、最終工程たる場返と荷造りだけ共同で行なつていた。組合製糸になると組合員の釜はすでに組合工場に集中されており、繰糸機、場返機がそこに設置されていてそこで製糸工程から一貫して行なわれるようになるのである。

組合製糸には、二つの経営方式が存在した。一つは碓氷社などすでに明治二〇年ころから採用されていたもので、組合員は自家生産のまゆを持寄つて各自家労働力で機械を運転して繰糸を行ない、それを共同で場返して販売するというものである。このような方法がとられたのは、農民が自己の生産したまゆが正当に評価されないで買取られることを恐れたものといわれる。<sup>(2)</sup>これでは組合員の機械に対しての不熟練や製品の不齊一

第 28 表 製糸業および組合製糸の発展

|      | 全 国 製 糸 工 場          |                     | 組 合 製 糸 工 場  |       |        |       |
|------|----------------------|---------------------|--------------|-------|--------|-------|
|      | 製糸工場数(A)<br>(うち器械製糸) | 釜 数 (B)<br>(うち器械製糸) | 製糸工場数<br>(C) | C / A | 釜数(D)  | D / B |
|      | 千工場                  | 千釜                  |              |       |        |       |
| 明治41 | 391(7)               | —                   | 25           | 0.0   | 1,313  | —     |
| 大正 4 | 288(4)               | 595(206)            | 319          | 0.1   | 20,958 | 3.5   |

といったことで機械製糸の利点が發揮されないのはいうまでもない。そこでこれに代るものとして長野県の龍水社を典型とする供繭制度、原料繭混合方式が採用されるにいたった。<sup>(3)</sup>原料繭は可能なかぎり正當に品質を評價され、のちに販代金から支払を受けるが、その八割ていどは供繭のさいに仮渡をうけることができた。

この方式によれば工女は組合によって雇傭され、工場は年間を通じて操業を行なうものであったから、その経営方法は資本主義的経営方法とほとんど変ることがなかった。このように製糸農家を集中して器械製糸をいとなむものとなるに及んで、組合製糸の生産規模は相対的にはかなり大規模のものになることができた。第二八表によれば大正四年の一工場当り釜数は二釜、器械製糸ですら五五釜であるのに組合製糸工場は六六釜となつて器械製糸工場平均を上まわつてゐるのである。もちろん一般的にみて組合製糸の生産費は營業製糸のそれよりも高いのであるが、公課負担や工女募集が低いという利点があり、<sup>(4)</sup>また生糸価格の七割強が原料繭代金であるため、繭の買叩きの行なわれる地方では繭代金の正當な支払はコスト高による不利を補うものであった。従つて附近にみるべき營業製糸がないために「生繭販売が常に蚕糸業者のために蹂躪され、或は地方製糸家に貸売を以て生繭を販売し、其製糸家が糸価の変動の為に損失を招き余波が延て養蚕家に及ぶ」<sup>(5)</sup>上伊那のような地方に組合が成立したのである。<sup>(6)</sup>そのことは組合製糸のコスト高にもかかわらず、上伊那地方の供繭配分金が市場価格を上廻つてゐることからもしられよう（第二九表）。

さいごに、このような器械製糸への發展が資金的にいかにして可能であつたかをみよう。『龍水社誌』によると工場や機械の設備に必要な固定資本は多く自己資金でまかない、供繭仮渡金は横浜の生糸問屋に頼つてゐたものととくである。龍水社はもちろんのこと、多くのばあい組合製糸は生糸販売組合の發展したものであつたから出資

金も多く、その販売にあたっても生糸問屋との関係がすでにあったものが多い。したがって資金面ではかなり恵まれていたし、又組合製糸工場の設立による均質化は取引相手である生糸問屋にとって望ましいものであった。他方この時期に郡是、片倉等の製糸資本の発展は前期的商人資本を近代的商業資本に転化させており、総じて商人の活動分野を狭めてその競争を激しくさせていたから、かれらは生糸の確保のためにもより合理的な組織となった組合製糸と結びつくことを歓迎したことは容易に想像されるのである。

次に米の販売事業がなぜ停滞的であつたかをみることにしよう。

その最大の理由は、米の大口販売者が地主であり、米の流通機構が地主を中心としてとくに米作地帯ではかなり強固に形成されていたという点であろう。やや

後の数字であるが大正一四年、昭和四年平均の地主、生産者別販売状況をみると総販売額三三、二〇四千石中、地主米は一二、三四二千石で全体の三七・二%、生産者米は二〇、八六二千円で六二・八%となっている。<sup>(7)</sup>別の資料によると米販売農家二九〇万戸、地主二〇万戸であるから、それぞれの一戸平均販売高の大体の見当をつけるいみで計算してみると地主は六三石弱、生産者は七石強となる。地主が圧倒的に大口の販売者であつたことがわかるであらう。このように地主が大口の販売者であつたことから、地主は米穀販売に強い関心をもち米の流通機構は地主を中心として形成されるのは当然であらう。その典型的な例が山形・秋田・熊本等に見られる米券倉庫である。<sup>(9)</sup>これはもと徳川期において貢租米を収納した藩倉を地主が継承したものと、米穀検査施行にさいして地主と米商人の

第29表 組合製糸供糶<sup>1</sup> 員当り配分金と市場価格との比較 (単位：円)

|      | 上伊那郡地方 |       | 諏訪四賀生糸組合 |       |
|------|--------|-------|----------|-------|
|      | 組合配分金  | 市場価格  | 組合配分金    | 市場価格  |
| 大正6年 | 8.15   | 7.69  | 7.19     | 7.60  |
| 7    | 9.87   | 8.27  | 9.30     | 8.50  |
| 8    | 16.51  | 12.97 | 12.83    | 11.60 |

『農林中央金庫史』98頁。

共同で設立されるばあいの二通りあったようである。

米穀倉庫は米穀を保管するさい米券とよばれる預証券を発行し、それに金融の途をひらいて随時販売できるようにしている。このような米券倉庫は小農に門を閉ざしていたわけではないが、かれらが利用できぬことは明らかである。米券倉庫のない地方でも大口の販売者である地主は相対的に有利な販売者であった上、かれら自身米商人をかねていたばあいが多かったから積極的に組合を作ることをしなかったであらう。むしろそれを阻止しようとする動きをしたばあいのように想像できるのである。

このことは販売組合成立にとってのその他の障害の解決をも困難にする。たとえば事業上きわめて必要とされる倉庫の設立や、委託米に対する金融にあたっても、農村の最大の貨幣所有者である地主の協力がえられなければきわめて困難であらう。

いま一つの重要な障害として米の価格がきわめて不安定であるという条件をあげることができる。それは豊凶の差が影響することはもちろん、分散した生産者と消費者を結ぶために錯雑した膨大な流通機構を必要とするという点からくるものであって、それは米に投機的な性格を強く与えるのである。しかも商人も地主もそのような価格変動を利用して利益を獲得することができるから、この傾向はさらに強められることになる。かかる商品を組合が扱うことが困難であるのはいうまでもないであらう。

地主を中心とする流通機構の存在と米価の不安定性とが米販売組合が成立する上での二大障害であった。

こうみてくると、組合の停滞よりも少数ながら組合が成立し活動している方がむしろ問題とされてよいのである。そこで明治四三年の優秀組合についての調査をみると、そこにひとつの共通した性質があることがわかる。それは

どの組合も需要が安定した比較的大口の販売先をもっているという事情である。販売先の明らかな一二組合中三組合が近辺の酒造家の原料米として、六組合は糧秣廠又は師団へ、一組合は消費組合に納入しており、また同調査によれば字品糧秣廠へは当時一五〇組合が納入していたといわれる。このように米の販売事業が大量の、安定した市場をもつことによって出発したという点は注目すべき事実である。

第一に需要がまとまった大口のものである点は、地主に対して農民をもふくめた共販組織を作ることにあるていど必要とさせるであろう。とくに西日本のように中小地主の多い地方では地主だけで需要に応ずることは不可能なばあいも多くあったであろう。第二に、これらは特約取引を行なっており価格はあらかじめ市価より高く決められていたから経営上も安定することができた。それはこれらの組合の米受入方法が買取四、受託六となって買取が多いことから想像されるのである。したがってこのばあい先にみた困難はほとんど解決されている。

しかしのちになると一般米商人に販売するものが多くなってくる。<sup>(11)</sup>その条件はいかにして与えられたのであろうか。ここで指摘できるのは、米販売事業がまず発達するのは滋賀・岡山・三重といった西日本の比較的京阪市場に近い諸県であるという事実である。これらの組合の主な販路をみると京都・大津・大阪というものが多く、そこに運送するばあいと、それらの地方の商人が買付にくるばあいと二通りあったようである。いずれにせよ市場が近く比較的商人の競争が激しかった上、大地主も少なかったから地主による流通機構もこの地方では相対的に弱かったものであろう。しかも市場に近く競争が激しいことは価格の安定した状態を作り出すことにもなる。このように商人の競争によって地主を中心とする流通機構が相対的に弱いことと、そのため価格が比較的安定していることは、先にみた販売組合の設立にとつての困難を緩和するものであろう。

ここで注目すべきことは、このような事情が単に市場に近い地方だけでなく次第に一般的になってきたという点である。しばしばふれてきたように慢性的不況の過程で米価が下落して米商人の利潤が低下してくるにつれ、かれらの間の取扱量を増大しようとする競争も激化する。そのことは、かれらを手数料取得者化すると同時に、米価を次第に一定の水準に接近させ、安定させることになるであろう。しかも米価の変動の中は流通の出発点たる農家と終点たる消費者の段階で小さく、その中間段階（問屋・取引所）で大きいことが指摘されているから、組合もこうして形成される相対的に安定した価格を前提として、自由に販売先を選択しうる条件がととのってくるのである。他方個々の組合員についていえば、少くとも上層の農民は信用事業の発展によって仮払金その他の形で委託米に対する金融の道が与えられ、購買事業の発展によって肥料前借の制約から解放されてくるから、組合を利用することがかなり容易になってくる。地主もまた少なくとも中小地主のばあいには従来の流通機構に依存することよりも、組合による大量販売を有利と考えるばあいも生じてきたであろう。

もちろんこういった傾向を過大に評価することはできない。この過程の中でも依然として地主は有利な販売者でありえたからである。そのことは米販売組合が他事業よりいちじるしくおくれたものとなって現われていることからも明らかであろう。にもかかわらずこのような流通機構の変質がその内部でおこってきており、しかもそれが次第に一般化しつつあったことはここで確認されねばならない。そのような流通機構の変質にもなつて販売組合の成立がより容易にされ、また促進されてくるのである。しかしそれが本格的に展開するのは政府が米の買入に當つて組合を積極的に利用するようになり、組合を利用することが地主にとつても有利なものとなる次の段階に入つてのことであつた。

以上を要約すれば、この時期にはいぜんとして生糸の販売が中心であり、それは組合製糸という新しい経営形態を採用することによってすめられた。米はいちじるしく停滞しているが、米の流通機構の変質、衰退の過程が進行しつつあり、それにとまって組合発展の条件が次第に一般的にととのってくる傾向がみられる。しかしその展開は次の時期に属する。

注(1) 『日本帝国統計年鑑』による。

- (2) 前掲『上毛産業組合史』五三頁。碓氷社等上毛三社も大正中頃から刷新運動が進められ、大正一三年からは原料繭持寄線糸から龍水社のような混合線糸方式に改められることになった。
- (3) 以下の敘述は上伊那郡信用販売購買利用組合『龍水社誌』による。龍水社は上伊那郡信用販売購買利用組合を母体とし、七つの部落製糸組合を合体して大正三年に設立された。
- (4) たとえば大正八年の営業製糸と組合製糸の生産費を比較すると総額では四四二円と五一〇円である。内訳は人件費が二一五四と二五四円、女子募集費は二一四と一五四、公課負担金は一二四と〇円となっている(『農林中央金庫史』九八頁)。
- (5) 前掲『龍水社誌』。
- (6) 「長野県でも大製糸会社の発展した諏訪地方では組合製糸の発生がおくれた。これは集繭が競合するため、農民が組合をつくらなくても有利に販売することができたからであろう」(『農林中央金庫史』九七頁)。
- (7) 八木芳之助『米価及び米価統制問題』一〇四頁。
- (8) 日本學術振興會『米穀流通費用の研究』。
- (9) 農商務省農務局『農業倉庫ニ関スル調査』をみよ。また「(明治一五年) 当町豪農本間氏に於て所有の下蔵倉庫を以て、庫業を開始し、米穀(券?)を發行せり。……三郡の有志相謀り荘内米改良方法は預け方申し合規則を設け、貨物は前記本間氏経営の下蔵倉庫に保管を託し……」鈴木直二『米穀配給の研究』一四〇頁。
- (10) 農商務省農務局『穀物販売組織ニ関スル調査』。
- (11) 前掲『優良産業組合事例』。
- (12) 農林大臣官房『米穀流通機構の変貌』九〇頁。

## (五) 要 約

さいごにこの時期の協同組合の性格について、その対抗者と一般的に考えられている前期的高利貸資本、ないし商人資本との関係という点にしばって要約しておくことにしよう。

やや大胆ない方をすれば、この時期の組合は前期的資本の農民に対する収奪を排除するものとして、あるいはその存在を脅やかすものとして展開したとは決していえないのであって、むしろ前期的資本がこの時期に衰退、変質をとげつつあったのに対応して展開してきたものにすぎない。

各種事業についてやや具体的のべれば次のとおりである。

信用事業。この時期には一方では高利貸資本にとっても、農民は安全性の面から必ずしも有利な貸付対象とはいえず、他方ではしばしば高利貸と同一人格であった地主や商人すら貨幣の欠乏になやまされるにいたる。そのため、かれらの貨幣を安全に運用し、またそこから貨幣の供給をうける金融機関として、かれら相互間の金融組織という性格を強くもった信用組合が展開することになった。したがって信用組合の展開がそれ自体として高利貸資本の存在を脅かすものではなくて、むしろその衰退過程に対応したものであったことは明らかであろう。農民で加入しているものは、高利貸資本の収奪をうけることが相対的に少なかった上層農民であったが、かれらは地主や商人の必要とする貨幣を補充する面の方が強かったのであり、かれらが肥料資金等の貸付をうけるにあたってすら国家資金の導入が要請されたことは注目に値するであろう。

購買事業。不況の過程で肥料商が恣意的に価格を決定して収奪を行なう余裕が狭められてくる一方、大輸入商や市場問屋の側からの肥料商に対する規制も強まって、価格が相対的に安定してくる。このことは経営体としての組

合の安全性をますものである。他方肥料の流通機構のとくに上層部にとっては、流通機構を何らかの形で合理化して安定した市場を確保することが要請されるのであって、かれらにとって組合は歓迎すべき存在となる。直接の競争者たる地方商についてみても、組合はしばしばかれらから購入しているから、一般農民に對する掛売の危険性のみしたこの時期の肥料商にとって、組合は敵對者というよりは、むしろ確実な販売先であつた。

販売事業。とくに米をとり上げれば、その發達は微々たるものであつたが、不況の中で米商人の集荷競争が激化して米価が低い水準ではあれ相對的に安定してくる一方、中小地主も大量集荷による販売を有利と考える狀況が生れてくるのであって、そのことがわずかずではあつたが米の販売事業を進展させていく。

このようにみてくると、この時期にたしかに高利貸資本や商人資本の衰退過程がみられるのであるが、それは協同組合の展開とは別の事情によって進行しているのであって、組合はそれに受動的な形で展開していったものであることがわかる。したがつてこの時期に組合と前期的資本との間に基本的矛盾は存在しなかつたといつてよいのであつて、あるいみではそれを補充する關係にあつたといえるのではなからうか。もちろん組合は利潤追求を目的とするものではないから、前期的資本を補充するといつても両者の間には決定的な相異があることは十分注意されねばならない。しかしこの時期には前期的資本も次第に變質して価値法則に規制されるようになっており、組合はそれによって成立の条件を与えられてそのような變質過程にある前期的資本を補充する形で流通機構の末端にあみこみこまれることになるのである。